

東海市こども計画

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

こども・若者とその家庭をしあわせに



令和7年（2025年）3月

東 海 市

はじめに

本市では、都市宣言に掲げている「子育てと結婚を応援するまち 東海市」にふさわしい「子育てするなら東海市、日本一子育てしやすいまち」を目指し、子どもたちが「東海市に生まれてよかった」、保護者が「東海市で子育てできてよかった」と思えるよう、様々な子育て支援のための施策を進めてまいりました。

こうした施策の効果により、本市の合計特殊出生率は国や県より高いレベルで推移している状況にありますが、全国的な少子化の進行や子どもを取り巻く様々な課題への対応は、待ったなしの先送りできない課題であります。

このような状況の中、本市を取り巻く社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向け、「東海市子ども計画」を策定いたしました。

本計画は基本理念を「子ども・若者とその家庭をしあわせに」とし、この理念のもと5つの基本的な視点と5つの基本目標を掲げ、すべての子ども・若者の権利が尊重され、自らの意思を表明することができ、最善の利益が図られるとともに、子ども・若者及び子育て世代が将来に対して明るい展望が持てるよう、市全体で支えてまいります。

今後の計画推進には、子どもや若者、子育て当事者の方々の声をしっかり聴くことを大切に、引き続き市民の皆様、事業所、団体等と共に取り組みを進めていくことが必要となりますので、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提案をいただきました市民の皆様をはじめ、東海市子ども・子育て支援会議の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和7年（2025年）3月

東海市長 花田 勝重



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 こどもに関する施策の動向	2
3 計画の法的根拠と位置づけ	3
4 計画策定体制とプロセス	6
第2章 東海市のこども・若者や子育てをとりまく現状と課題	7
1 東海市の現状	7
2 アンケート調査結果からみえる現状	15
3 こども・若者の意見	30
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	32
5 東海市の課題	36
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 基本理念	38
2 基本的な視点	39
3 計画の体系	40
第4章 施策の展開	41
1 こども・若者の立場に立った支援を推進します	41
2 ライフステージに応じて切れ目なく支援します	45
3 良好な成育環境を整備します	51
4 身近な地域における助け合い・支え合いを推進します	56
5 若い世代の生活基盤の安定を支援します	59
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	63
1 教育・保育提供区域の設定	63
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	64
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	67
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	70
5 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	83
6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	83
7 乳児等のための支援給付における教育・保育等の一体的提供やその推進体制等の確保	84
第6章 計画の進行管理	85
1 施策の実施状況の点検	85
2 計画の見直し	85
3 国・県等との連携	85
参考資料	86
1 東海市子ども・子育て支援会議	86
2 東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議	89
3 計画の策定過程	91
4 用語説明	92
5 指標の算出方法	94

1

第1章 計画の策定にあたって 計画策定の趣旨

本市では、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を期間とする「第2期東海市子ども・子育て支援事業計画」において、「すべての子どもと家庭をしあわせにするまちづくり」を基本理念として、施策を進めてきました。

第7次東海市総合計画では、子ども・子育て分野におけるめざすまちの姿を「安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている」とし、子どもや子育て世代への支援、子どもの学び・体験への支援を施策として掲げています。

第4次東海市総合福祉計画では、基本目標の一つに「子どもたちの健やかな育ちを、地域で支えあっている」とし、こどもの置かれている状態に関わらず、すべてのこどもの権利が保障され、こどもを中心とした地域での支えあいのもと、こどもたちが健やかに成長している状態を目指しています。

今回策定する「東海市こども計画」は、こども・若者の権利が保障され、健やかに成長できるとともに、将来にわたって幸せに生活できることをめざして、必要な取り組みを進めていく計画です。この計画は、「こども基本法」に基づく市町村こども計画として策定する計画で、これまでの子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画を内包するとともに、若者世代への支援や貧困対策も含む計画として策定するものです。



2 第1章 計画の策定にあたって こどもに関する施策の動向

国の、こどもに関する施策は、こども基本法に基づく『こども大綱』が中心となっています。大綱では、「こどもまんなか社会」を目指すという方向性が掲げられ、すべてのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会の実現を目指すとされています。

『こども大綱』の基本方針には、こども・若者の権利を保障して最善の利益を図ること、こどもや若者等の意見を聴くこと、こどもや若者等のライフステージに応じて切れ目なく支援すること、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること、若い世代の視点に立つ結婚や子育てに関する希望の形成と実現を支援すること等が記載されています。また、『こども大綱』は、ライフステージ別の重要事項として、以下のような取り組みが必要と考えています。

ライフステージ	主な取組
こどもの誕生前から幼児期まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保育・医療の確保 ● こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ● 居場所づくり ● 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ● 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ● いじめ防止 ● 不登校のこどもへの支援 ● 校則の見直し ● 体罰や不適切な指導の防止 ● 高校中退の予防、高校中退後の支援
青年期	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等教育の就学支援、高等教育の充実 ● 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ● 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ● 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3

第1章 計画の策定にあたって

計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として策定するもので、こども大綱及び愛知県のこども計画を踏まえて策定する計画です。同時に、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を含む形で策定する計画です。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、子ども・子育て支援に関する各事業の実施目標等を掲げています。

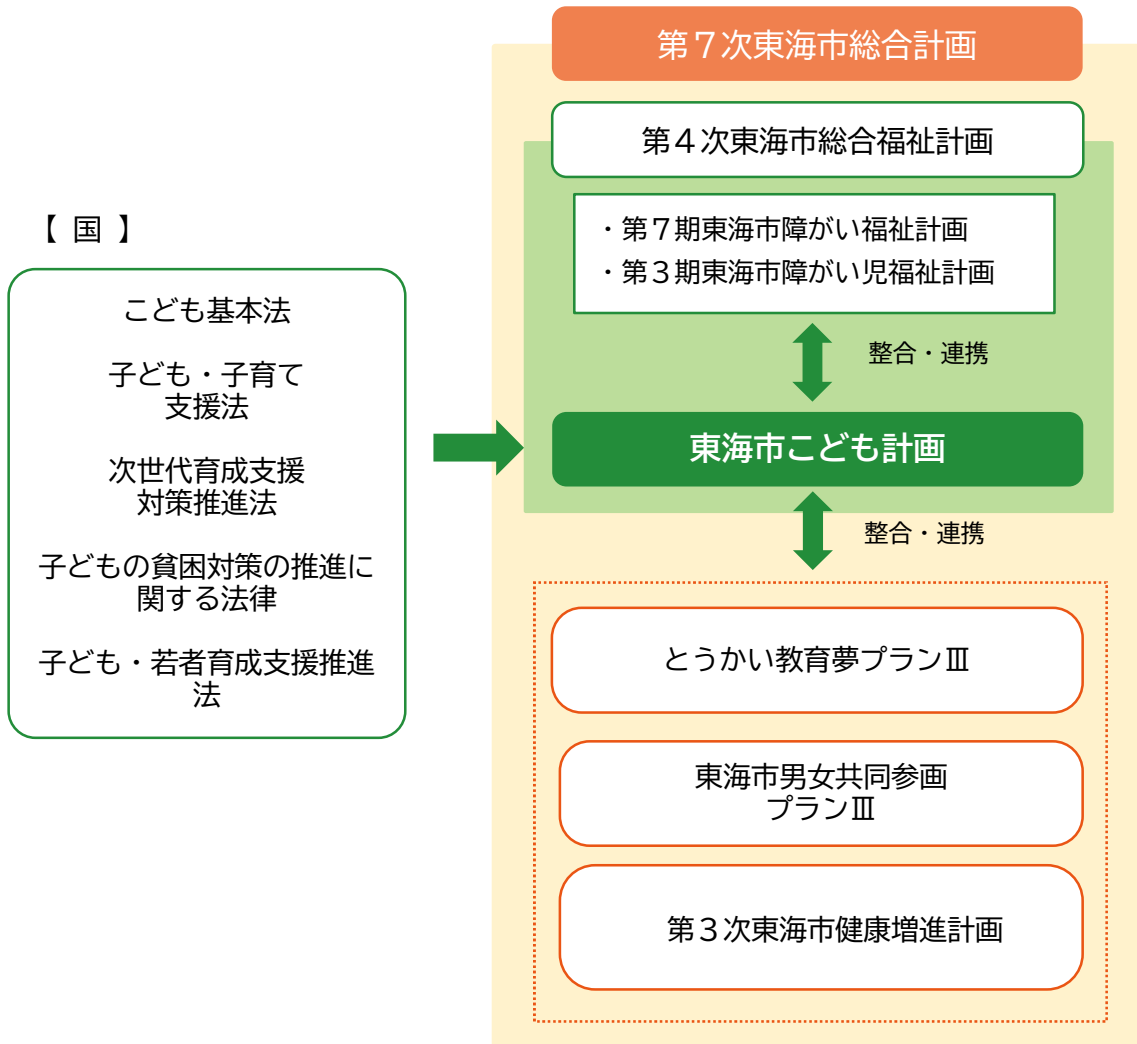
また、本計画は次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」として位置付けるとともに、「第7次東海市総合計画」や関連する分野別計画との整合性を図りながら策定しました。

こども関連施策の概要

法律	市町村計画に関する規定	その他	第2期計画の範囲 東海市こども計画の範囲
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画（第八条） 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画（常用雇用100人超の事業主）の策定。 特定事業主行動計画（国及び地方公共団体）の策定。 子育てサポート企業の認定（くろみん認定）。 	
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画（第六十一条） 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項（基本的記載事項、任意記載事項）が規定されている。（第六十一条2、3） 	
こども基本法	市町村こども計画（第十条2） 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> こども施策に関する大綱（第九条）について定められ、市町村こども計画はこれを勘案して策定する。 こども施策に係るこども等の意見を反映することが規定されている。（第十一条） 	
子どもの貧困対策の推進に関する法律	都道府県計画等（第九条2） 市町村は、大綱（中略）を定めるよう努めるものとする。		
子ども・若者育成支援推進法	都道府県子ども・若者計画等（第九条2） 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（中略）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（中略）を定めるよう努めるものとする。		

※成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針及び母子保健に関する計画を含んでいます。

東海市子ども計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画					東海市子ども計画				

(3) 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳からおおむね20歳代までの子ども・若者を対象とします。ただし、施策によっては30歳代までの若者も含まれます。

本計画では、子ども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関連について

持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）については、地方自治体においても目標の達成に向けた取り組みの推進が求められています。

本計画においても、関連性の強い以下の8つの目標を取り上げ、目標の達成を目指して取り組みを推進します。



4 第1章 計画の策定にあたって 計画策定体制とプロセス

(1) 東海市子ども・子育て支援会議の設置

本市における子ども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「東海市子ども・子育て支援会議」を設置し、本計画の内容について協議しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て当事者の現状やニーズを把握するとともに、こども・若者本人の意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

(調査基準日：令和6年(2024年)2月1日)

①子育て支援に関する調査

調査対象：東海市在住の未就学児(0～5歳)の保護者
東海市在住の小学生(6～12歳)の保護者

②こどもの生活状況に関する調査

調査対象：東海市在住の小学5年生・中学2年生

③子育て世帯の生活実態調査

調査対象：東海市在住の小学5年生・中学2年生の保護者

④こども・若者調査

調査対象：東海市在住のこども・若者(16～34歳)

(3) こども・若者の意見の聴取

①こども・若者のオンライン意見箱

こども・若者本人が自らの意見を投稿できるオンライン意見箱を開設し、意見聴取を実施。

②インタビュー調査

児童館等を利用しているこども本人を対象にインタビュー調査を実施。

1

第2章 東海市のこども・若者や子育てをとりまく現状と課題

東海市の現状

(1) 人口の推移

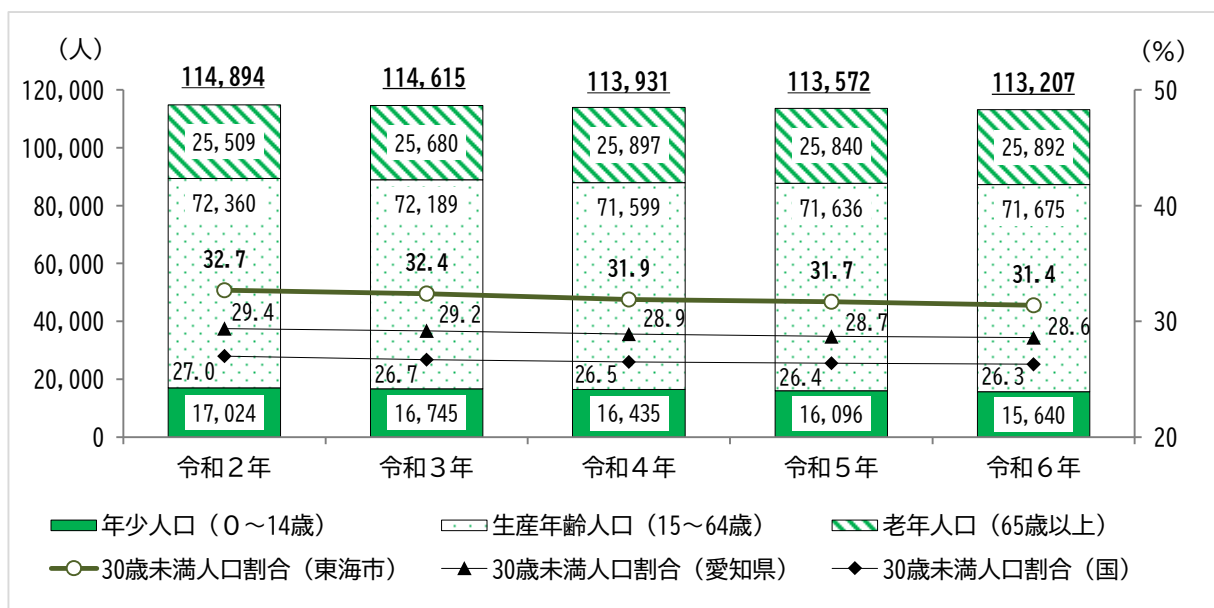
①年齢3区分別人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は年々減少しており、令和6年（2024年）で113,207人となっています。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）は概ね増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

また、30歳未満人口の割合の推移をみると、年々緩やかな減少傾向にあり、令和6年（2024年）で31.4%となっています。30歳未満人口の割合は、国・県より高い値で推移しています。

図表 年齢3区分別人口及び30歳未満人口割合の推移（国・県との比較）



資料：(市) 住民基本台帳（各年4月1日現在）

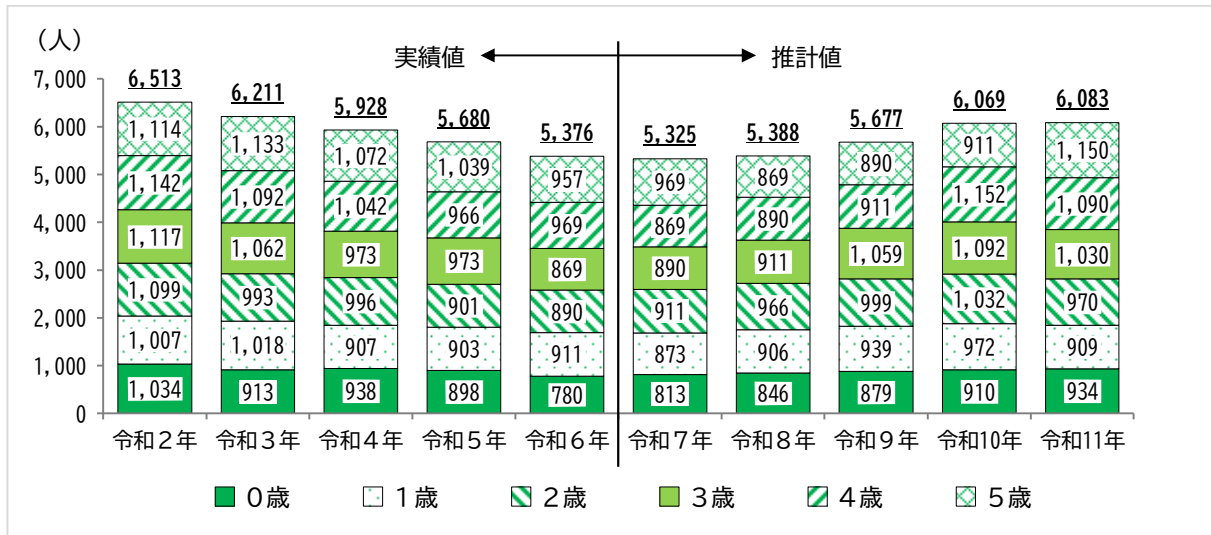
※令和2年・3年の総人口は年齢不詳各1名を含む。

(国・県) 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

②年齢別就学前児童数の推移と推計

本市の0歳から5歳までのこども人口は令和2年（2020年）以降減少傾向にあり、令和6年（2024年）で5,376人となっています。令和8年（2026年）から令和10年（2028年）までは緩やかに増加していくことが見込まれます。

図表 年齢別就学前児童数の推移と推計

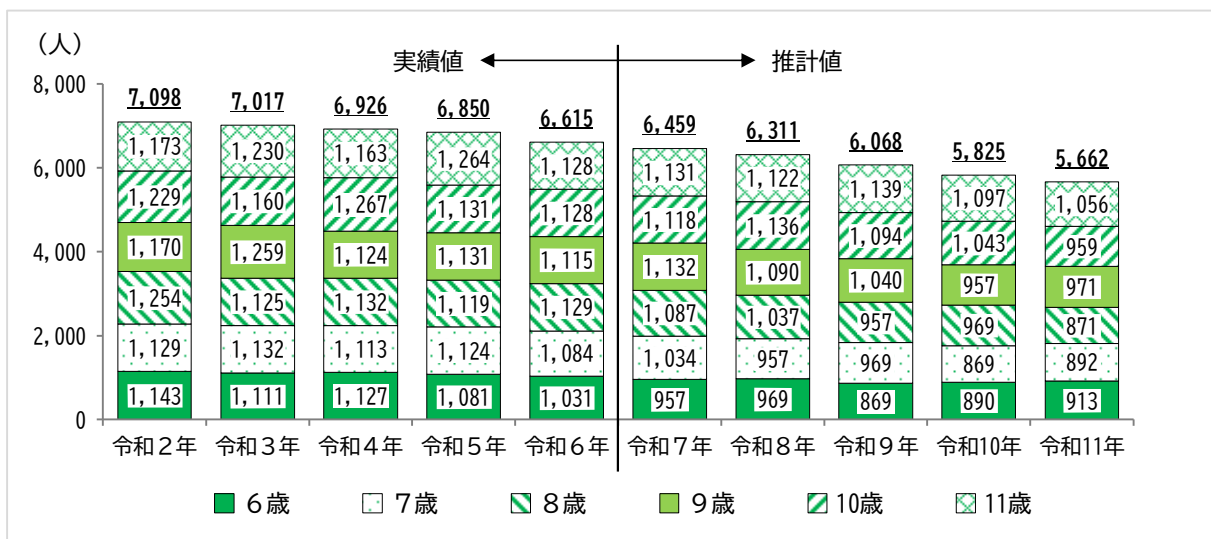


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）※推計値は、総合計画における人口の将来展望等を基に算出

③年齢別就学児童数の推移と推計

本市の6歳から11歳までのこども人口は令和2年（2020年）以降減少傾向にあり、令和6年（2024年）で6,615人となっています。令和7年（2025年）以降も減少傾向が続くと見込まれます。

図表 年齢別就学児童数の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）※推計値は、総合計画における人口の将来展望等を基に算出

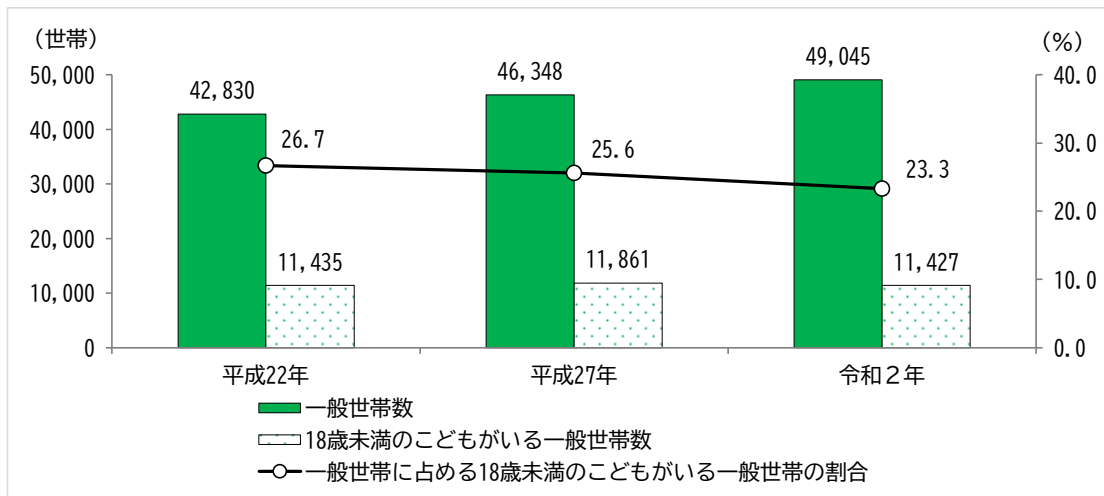
(2) 世帯の状況

①18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は、令和2年（2020年）で11,427世帯となっており、横ばいで推移していますが、一般世帯に占める割合は減少傾向にあります。

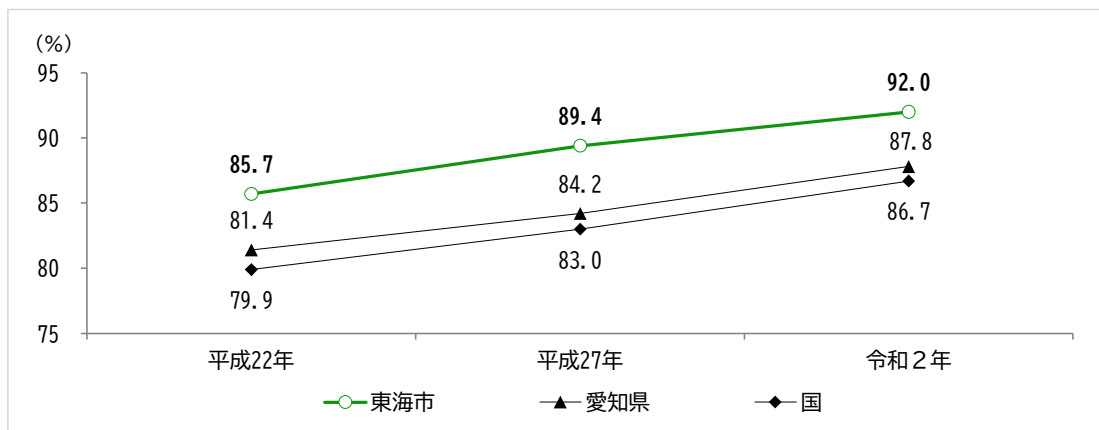
また、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあり、国・県より高い値で推移しています。

図表 18歳未満の子どもがいる世帯の状況



資料：国勢調査

図表 18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合の推移（国・県との比較）



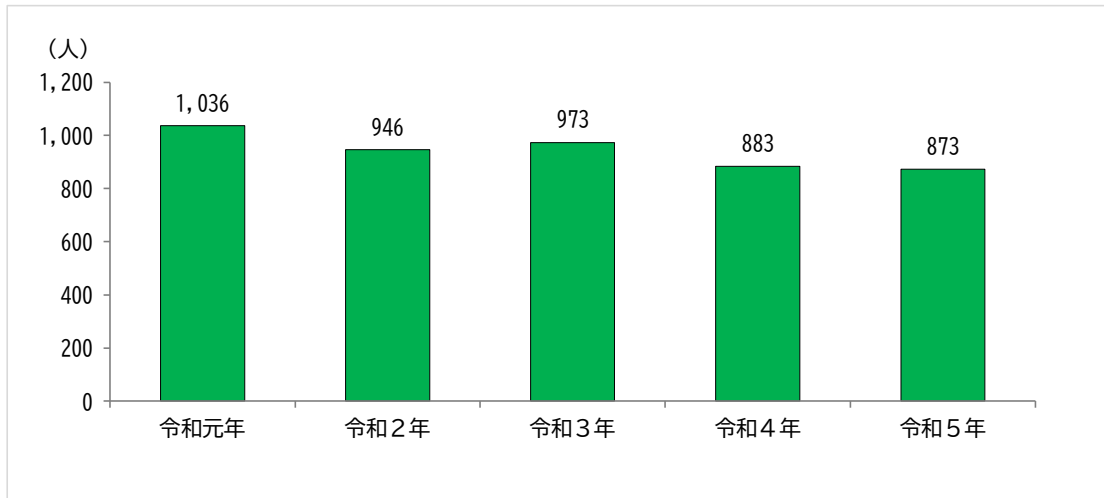
資料：国勢調査

(3) 出生の状況

①出生数の推移

本市の出生数は増減を繰り返しながら概ね減少傾向にあり、令和5年（2023年）で873人となっています。

図表 出生数の推移

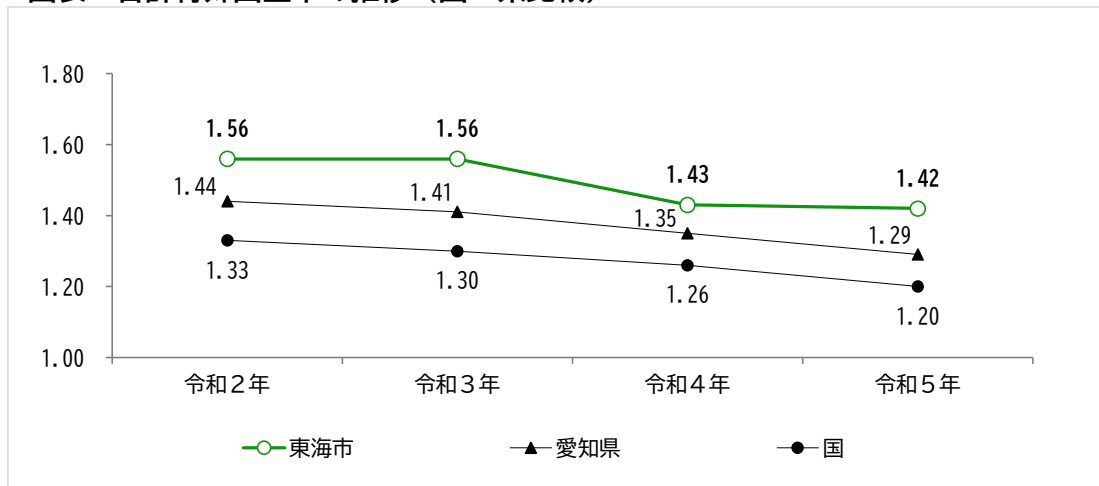


資料：健康推進課

②合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、令和5年（2023年）で1.42となっており、国・県より高い値となっています。また、本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の平成29年（2017年）から令和4年（2022年）への推移は、25～29歳の割合が30.6%から33.4%へ、30～34歳の割合が34.5%から36.1%へと、25～39歳の割合が増加しています。

図表 合計特殊出生率の推移（国・県比較）



資料：健康推進課

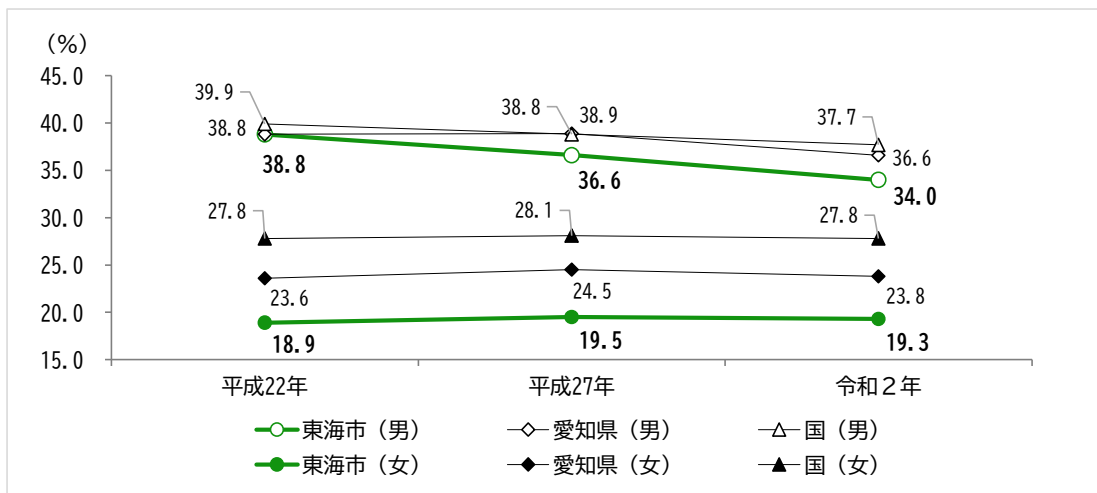
※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとした場合の平均のこどもの数を示します。

(4) 未婚・結婚の状況

①30 歳代未婚率の推移

本市の30歳代未婚率の推移をみると、男性は平成22年（2010年）以降減少し、女性は横ばいで推移しており、令和2年（2020年）で男性が34.0%、女性が19.3%となっています。国・県と比較すると、平成22年（2010年）以降は男女ともに国・県より低い値で推移しています。

図表 30 歳代未婚率の推移



資料：国勢調査

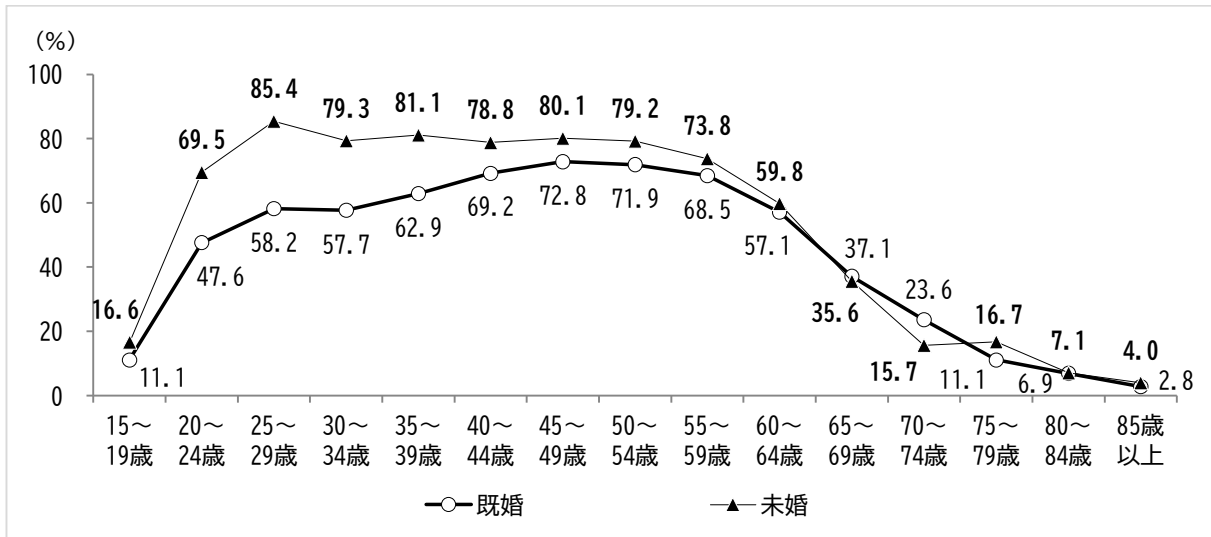


(5) 就業の状況

①女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の令和2年（2020年）の女性の年齢別就業率を既婚・未婚の別で見ると、65～74歳を除くすべての年齢5歳階級で未婚者の就業率の方が高く、特に20歳代及び30歳代で高くなっています。また、女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み再び増加しています。平成27年（2015年）から令和2年（2020年）にかけては、25～39歳、55～79歳及び85歳以上の就業率が高くなっており、令和2年の女性の年齢別就業率を国・県と比較すると、24歳以下及び35～64歳で若干高くなっています。

図表 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）



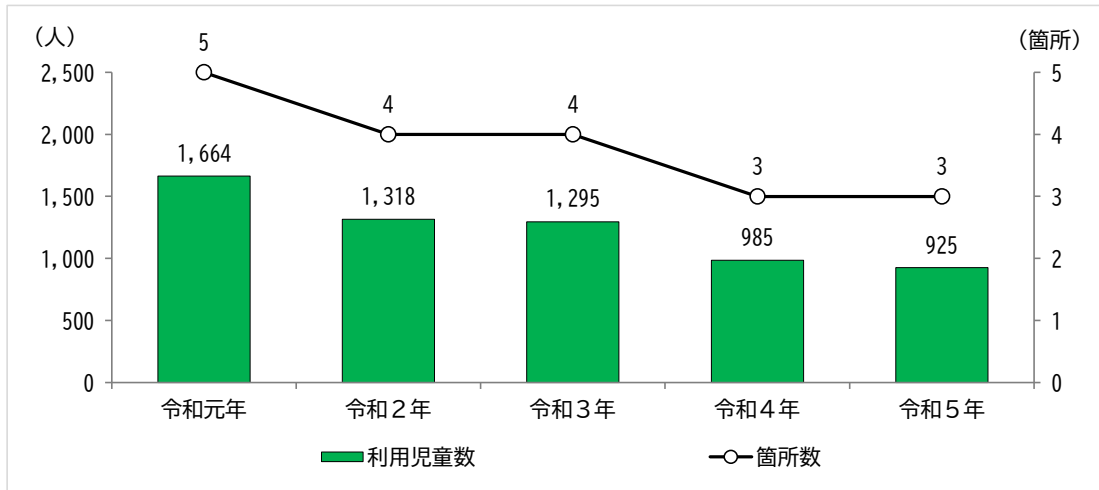
資料：国勢調査

(6) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況をみると、利用児童（市外の児童を含む）数は減少傾向にあり、令和5年（2023年）で925人となっています。

図表 幼稚園の状況

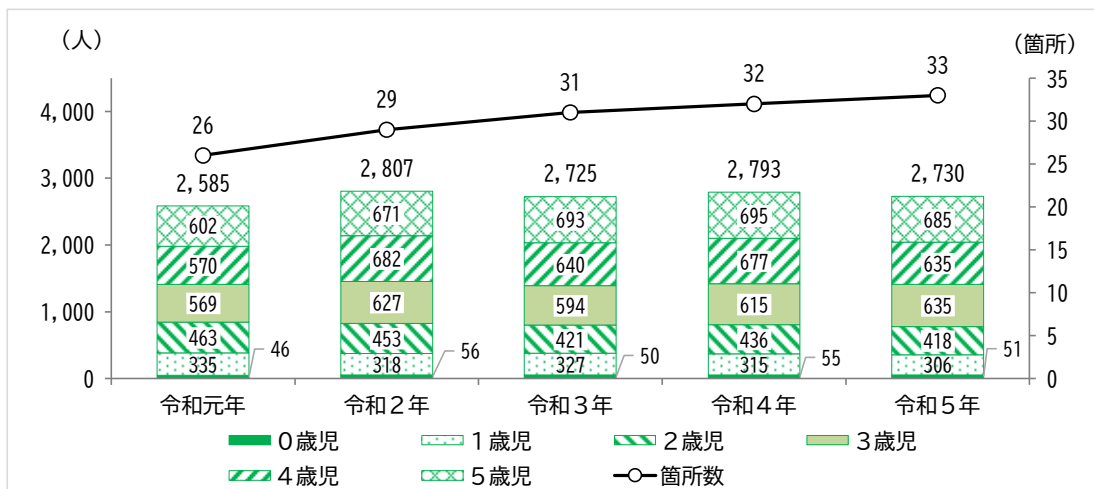


資料：東海市の統計（各年5月1日現在）

② 保育園の状況

本市の保育園（保育所、認定こども園（保育認定）、小規模保育事業等の認可保育施設）の状況をみると、箇所数は増加傾向、利用児童数は増減を繰り返して推移しており、令和5年（2023年）の利用児童数は2,730人となっています。

図表 保育園の状況



資料：幼児保育課（各年4月1日現在）

③待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、年度当初の待機児童は近年は発生しておらず、年度半ばの待機児童は令和元年（2019年）で5人、令和3年（2021年）で3人、令和5年（2023年）で8人、それぞれ発生している状況です。

（7）その他の状況

①就学援助率の推移

本市の就学援助率（要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校児童生徒数で除して算出した割合）は、令和元年度（2019年度）及び令和3年度（2021年度）以降は10%以上15%未満で推移しています。これは県内他市町村と比較して高いカテゴリーに属しています。

図表 就学援助率の推移

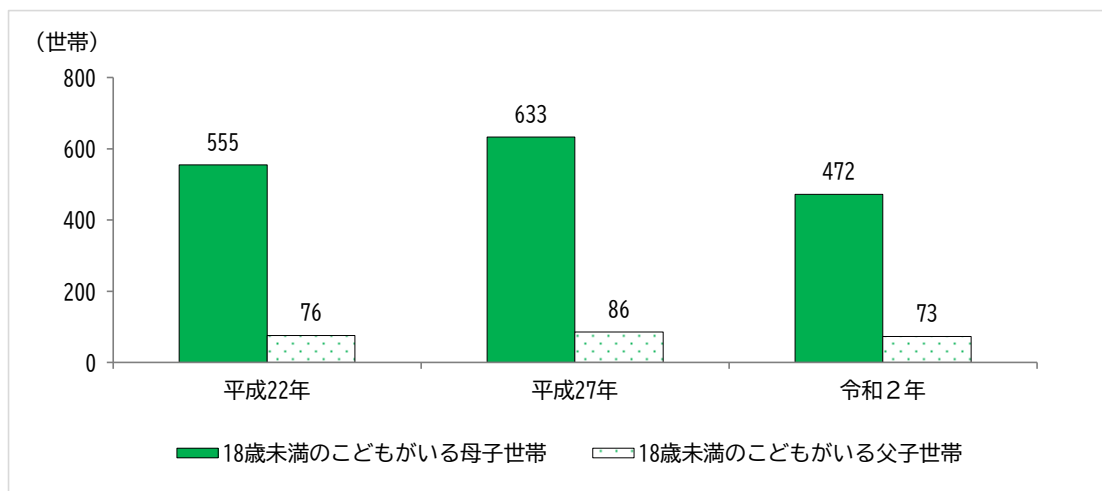
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東海市の就学援助率	10%未満	15%未満	10%未満	15%未満	15%未満

資料：文部科学省「就学援助の実施状況」（各年7月時点）

②ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯数は、令和2年（2020年）で472世帯となっており、平成27年（2015年）から減少しています。また、18歳未満のこどもがいる父子世帯数も平成27年（2015年）から令和2年（2020年）にかけて減少しています。

図表 ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

2 第2章 東海市のこども・若者や子育てをとりまく現状と課題 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 調査概要

子ども・子育て支援に関するニーズ等を把握し、本市の現状や課題を分析し、計画策定のための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

■調査対象及び調査方法

調査対象	子育て支援に関する調査	①東海市在住の就学前児童（0～5歳）1,000人を無作為抽出 ②東海市在住の小学生（6～12歳）1,000人を無作為抽出
	こどもの生活状況に関する調査	東海市在住の小学5年生・中学2年生1,200人を無作為抽出
	子育て世帯の生活実態調査	東海市在住の小学5年生・中学2年生の保護者1,200人を無作為抽出
	こども・若者調査	東海市在住のこども・若者（16～34歳）600人を無作為抽出
調査期間		令和6年2月26日～3月22日（調査基準日 令和6年2月1日）
調査方法		郵送による配布・回収、WEB調査

■回収状況

調査区分		配布数 (件)	有効回答数 (件)			有効回答率 (%)		
			調査票	WEB	計	調査票	WEB	計
子育て支援に関する調査	就学前	1,000	217	353	570	21.7	35.3	57.0
	小学生	1,000	251	334	585	25.1	33.4	58.5
こどもの生活状況に関する調査		1,200	412	253	665	34.3	21.1	55.4
子育て世帯の生活実態調査		1,200	418	290	708	34.8	24.2	59.0
こども・若者調査		600	65	108	173	10.8	18.0	28.8

■調査結果の見方

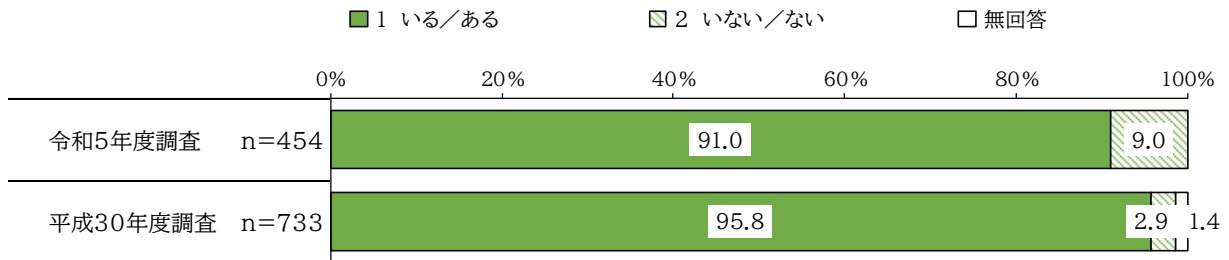
- ・グラフ中の「n」は回答者数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を示しています。
- ・グラフ中の「%」は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合は「n」に対する各選択肢の回答者数の割合を示しています。
- ・『就学前』は「小学校入学前児童の保護者」、『小学生』は「小学生の保護者」を指しています。

(2) 子育て支援に関する調査

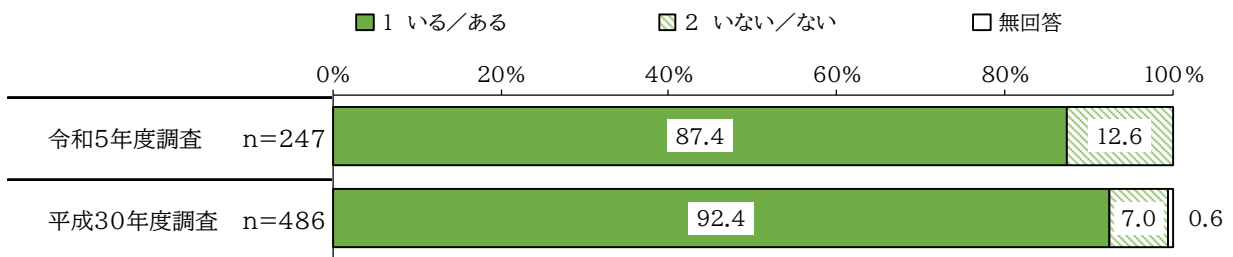
■子育てや教育について気軽に相談できる人・場所の有無

- 子育てや教育について気軽に相談できる人・場所が「いない/ない」と答えた割合は、就学前の保護者で9.0%、小学生の保護者で12.6%でした。

【就学前】



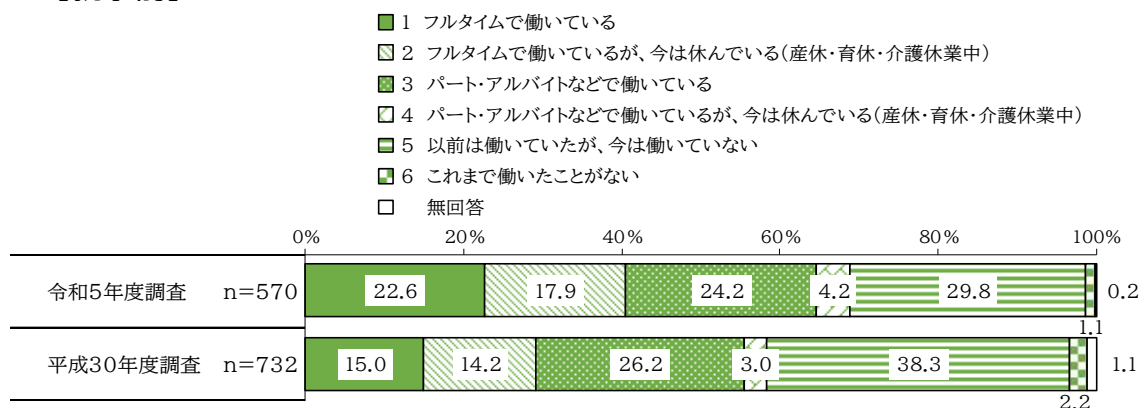
【小学生】



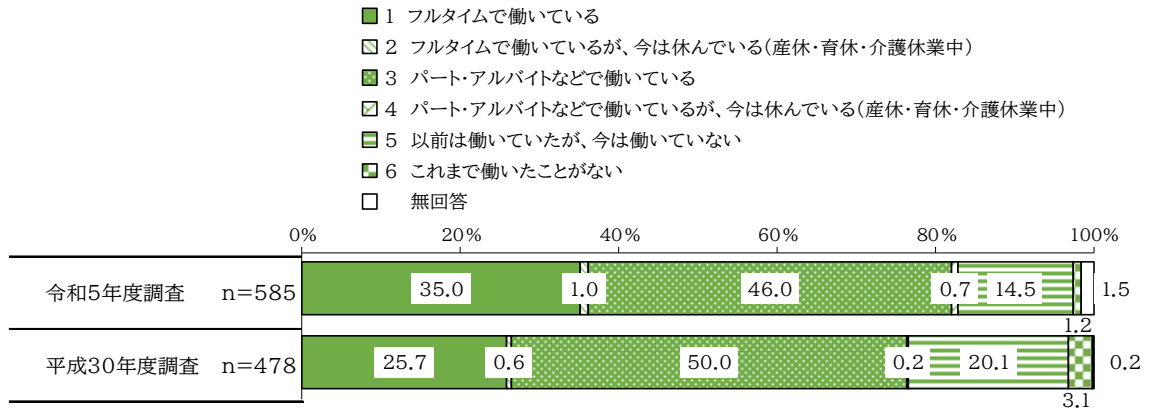
■母親の就労状況

- 保護者の就労状況を見ると、就学前の母親の場合、“働いていない”人が30.9%、“今は休んでいる”人が22.1%です。小学生の母親の場合は、“働いていない”人が15.7%、“今は休んでいる”人が1.7%です。父親の場合は、就学前、小学生の場合のいずれも9割弱がフルタイムで働いています。

【就学前】



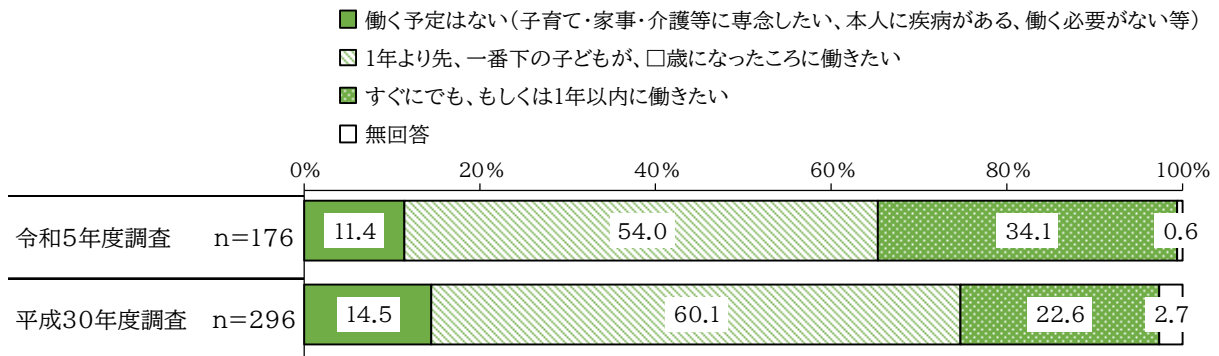
【小学生】



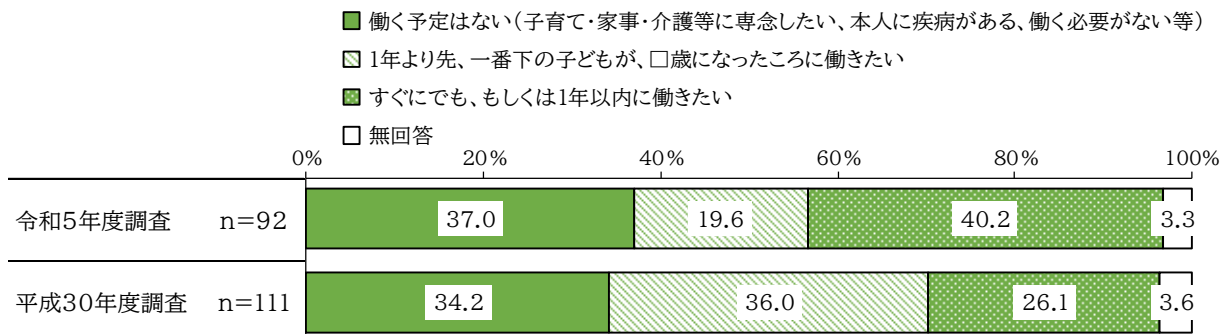
■母親の就労意向（未就労者の就労意向）

- 今は働いていないが、今後働きたいという希望を持っている方は、就学前の母親の場合は 88.1%、小学生の母親の場合は 59.8%でした。

【就学前】

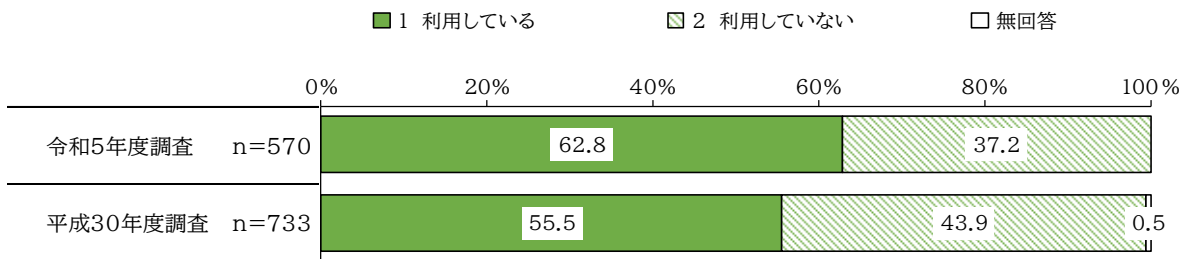


【小学生】

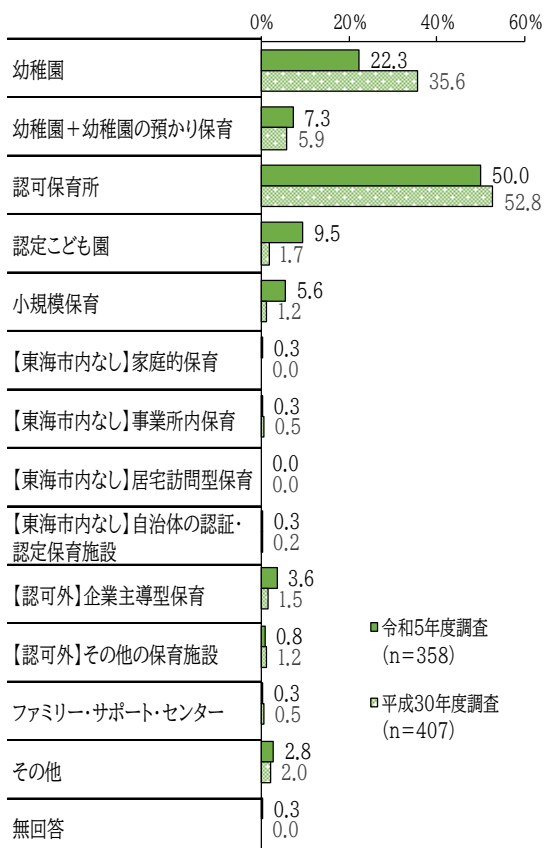


■平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

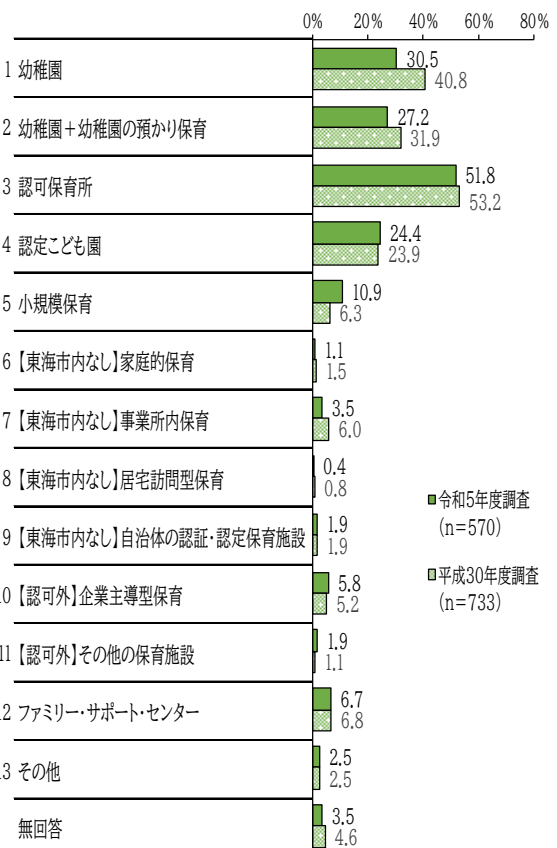
- 定期的な教育・保育事業を利用している人は 62.8%で、3歳以上の児童の保護者では9割以上を占めています。利用している教育・保育事業の内訳は、認可保育所（50.0%）、幼稚園（22.3%）が多くなっています。今後利用したい教育・保育事業の内訳も、認可保育所（51.8%）、幼稚園（30.5%）が多く見られます。



■利用している教育・保育事業

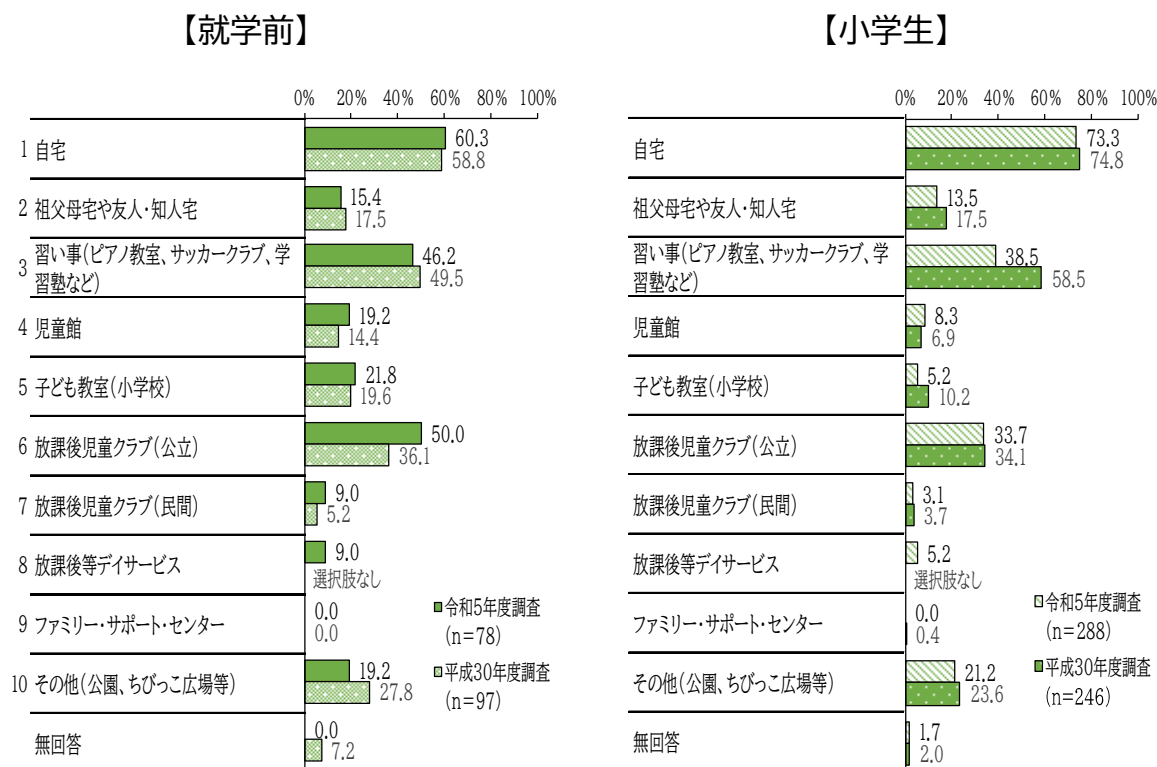


■利用したい教育・保育事業



■放課後を過ごさせたい場所・放課後を過ごしている場所

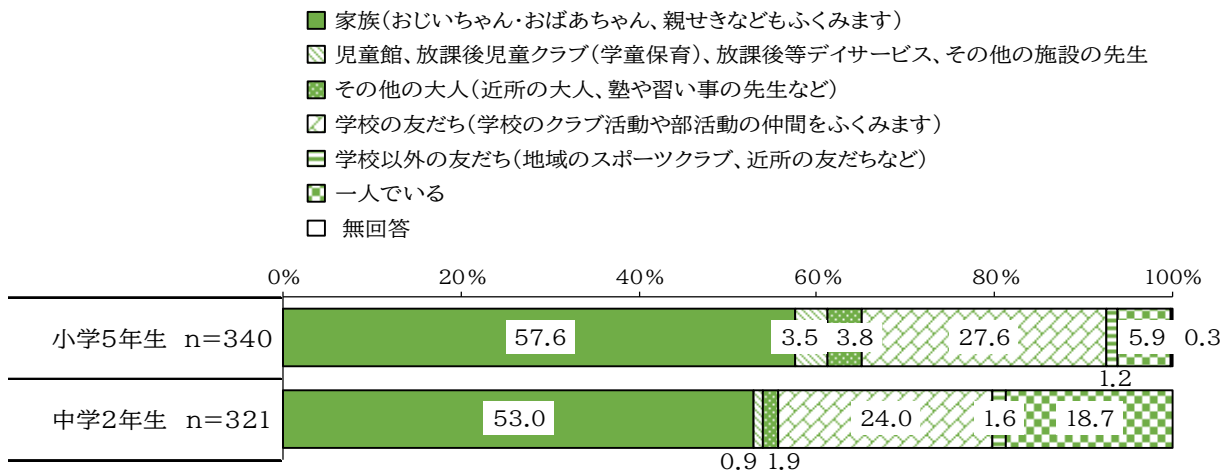
- 未就学児が小学生になった時に放課後を過ごさせたい場所は、自宅（60.3%）が多く、放課後児童クラブ（公立）は 50.0%でした。小学生が放課後を過ごしている場所は、自宅（73.3%）が最も多く、放課後児童クラブ（公立）は 33.7%でした。



(3) こどもの生活状況に関する調査

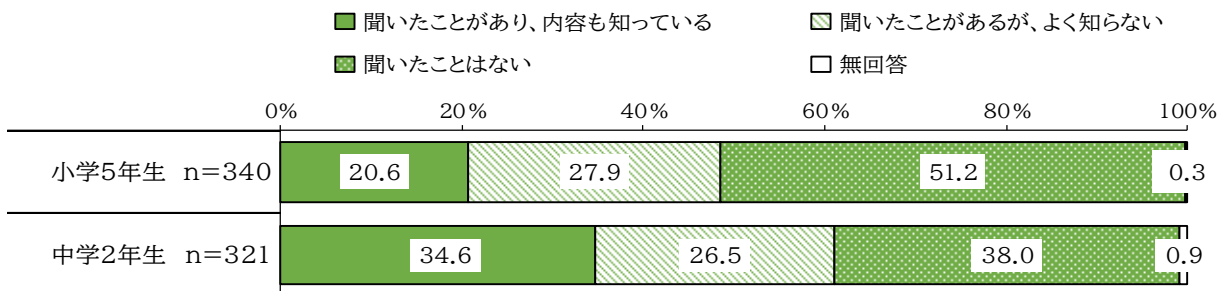
■平日の放課後を一緒に過ごす人

- 小学5年生の児童が放課後を一緒に過ごす人は、「家族（おじいちゃん、おばあちゃん、親戚を含む）」（57.6%）、「学校の友だち（学校のクラブ活動や部活動の仲間を含む）」（27.6%）などが多く、「1人である」人が 5.9%となっています。中学2年生においても、「家族（おじいちゃん、おばあちゃん、親戚を含む）」（53.0%）、「学校の友だち（学校のクラブ活動や部活動の仲間を含む）」（24.0%）などが多く、「1人である」人は 18.7%となっています。



■ヤングケアラーの認知度

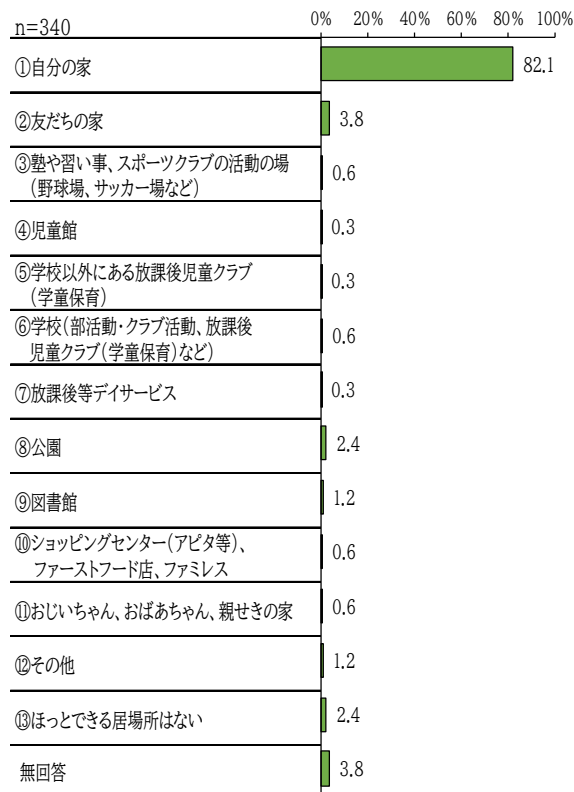
- ヤングケアラーという言葉を知ったことがある人は、小学5年生では 48.5%、中学2年生では 61.1%となっています。



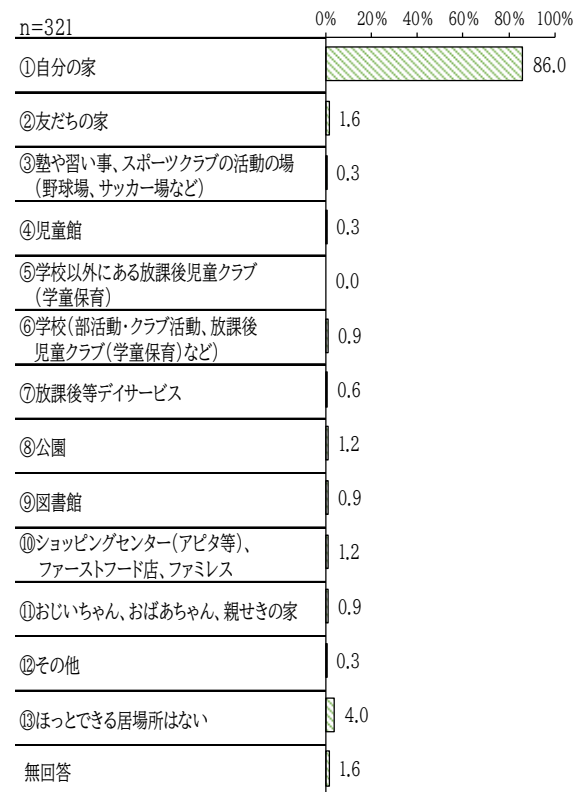
■ほっとできる居場所

- ほっとできる居場所は、「自分の家」が小学5年生で 82.1%、中学2年生で 86.0%を占め、次いでいずれも「友だちの家」が多くなっています。一方、「ほっとできる居場所はない」と答えた小学5年生は 2.4%、中学2年生は 4.0%でした。

【小学5年生】



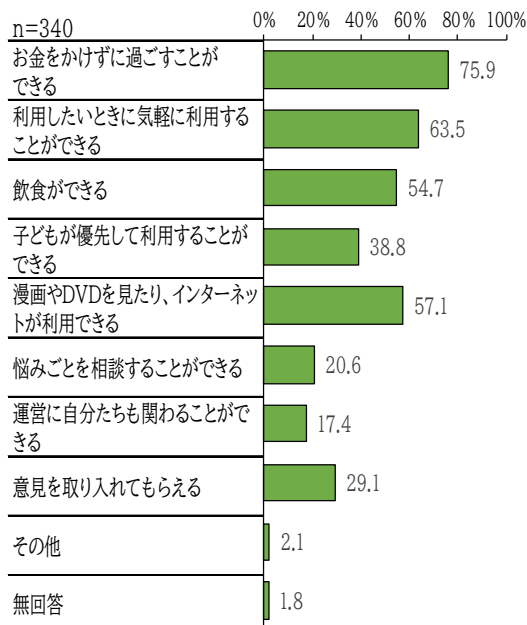
【中学2年生】



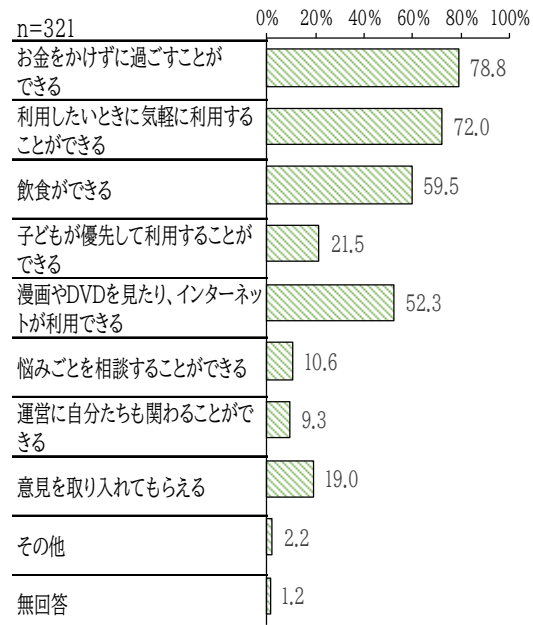
■あつたらよいと思う場所に求める機能やサービス

- あつたらよいと思う場所に対して求める機能やサービスは、小学5年生・中学2年生ともに「お金をかけずに過ごすことができる」「利用したいときに気軽に利用することができる」の順で多くなっています。

【小学5年生】



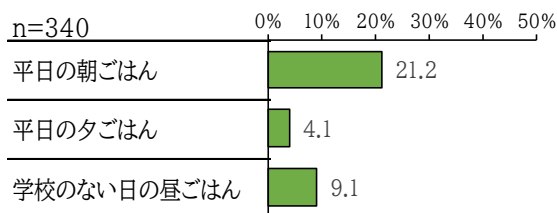
【中学2年生】



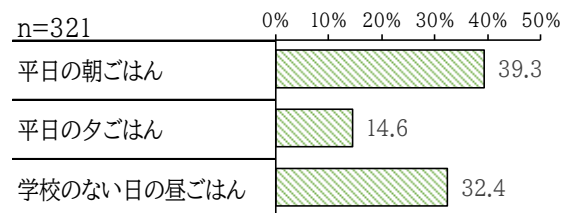
■ごはんを一緒に食べる人のうち一人で食べる人

- ごはんを「一人で食べる」と答えた割合は、平日の朝ごはんについては小学5年生で 21.2%、中学2年生で 39.3%、平日の夕ごはんについては小学5年生で 4.1%、中学2年生で 14.6%、学校のない日の昼ごはんについては小学5年生で 9.1%、中学2年生で 32.4%でした。

【小学5年生】

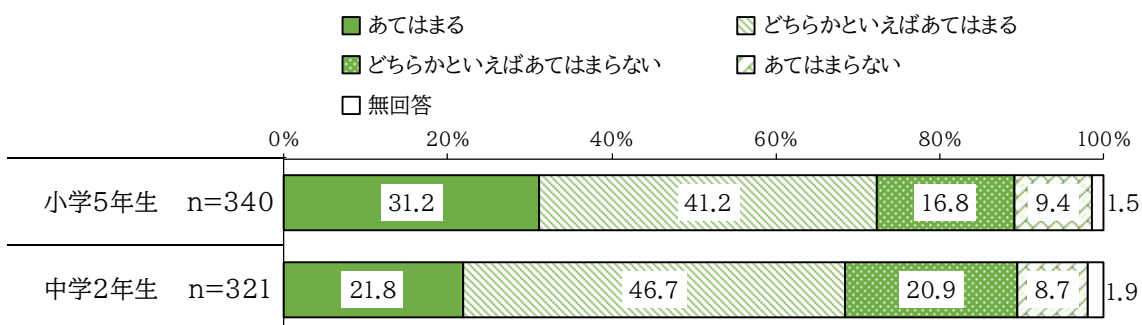


【中学2年生】



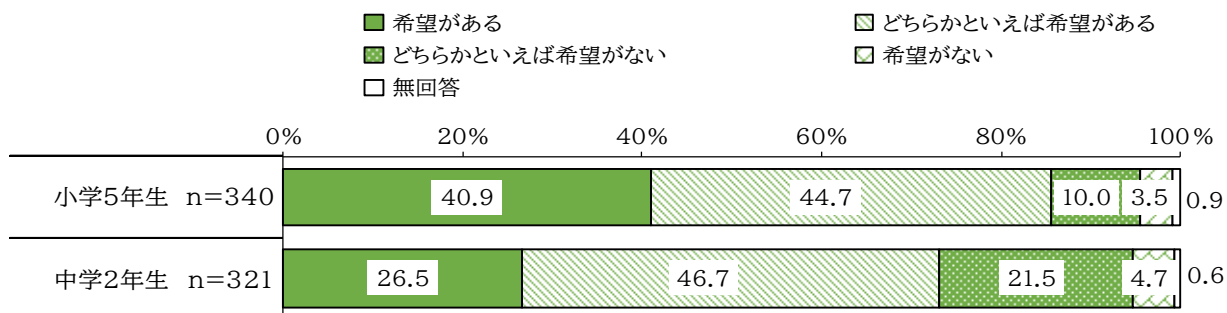
■今の自分が好きか

- 自分自身について“あてはまる”（「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の計）と思う割合は、「今の自分が好きだ」では小学5年生で72.4%、中学2年生で68.5%でした。



■自分の将来について希望の有無

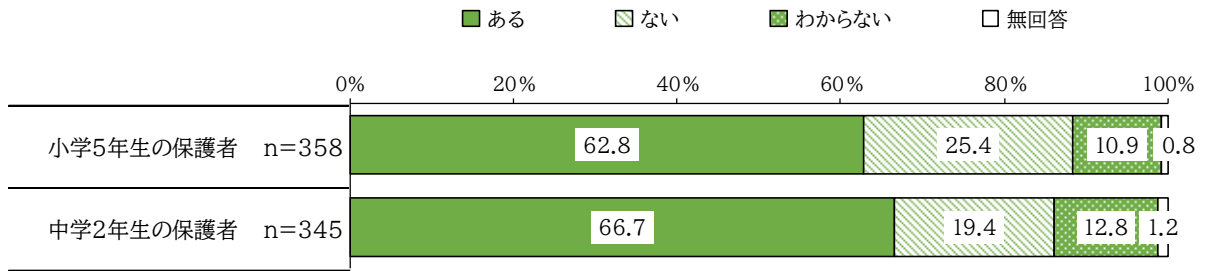
- 自分の将来について“希望がある”（「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の計）と答えた小学5年生は85.6%、中学2年生は73.2%でした。一方、“希望がない（「希望がない」と「どちらかといえば希望がない」の計）”と答えた小学5年生は13.5%、中学2年生は26.2%でした。



(4) 子育て世帯の生活実態調査

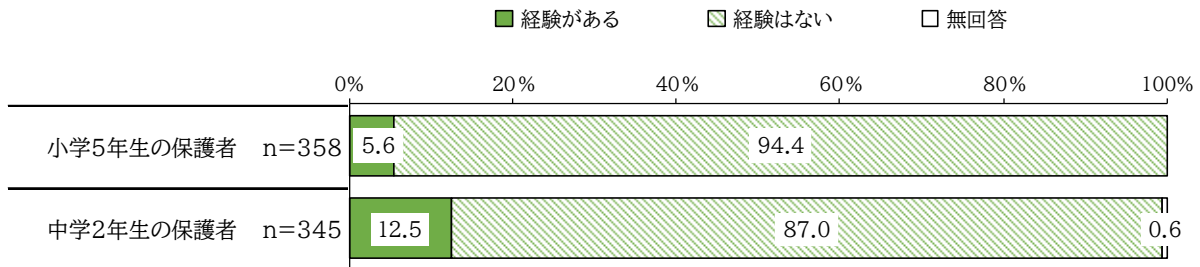
■こどもが熱中していることの有無

- こどもが熱中していることが「ある」と答えた保護者は、小学5年生では62.8%、中学2年生では66.7%でした。熱中していることの内容は、サッカーや野球などのスポーツが多く見られます。



■こどもが学校に長期間行けなかった（不登校）経験の有無

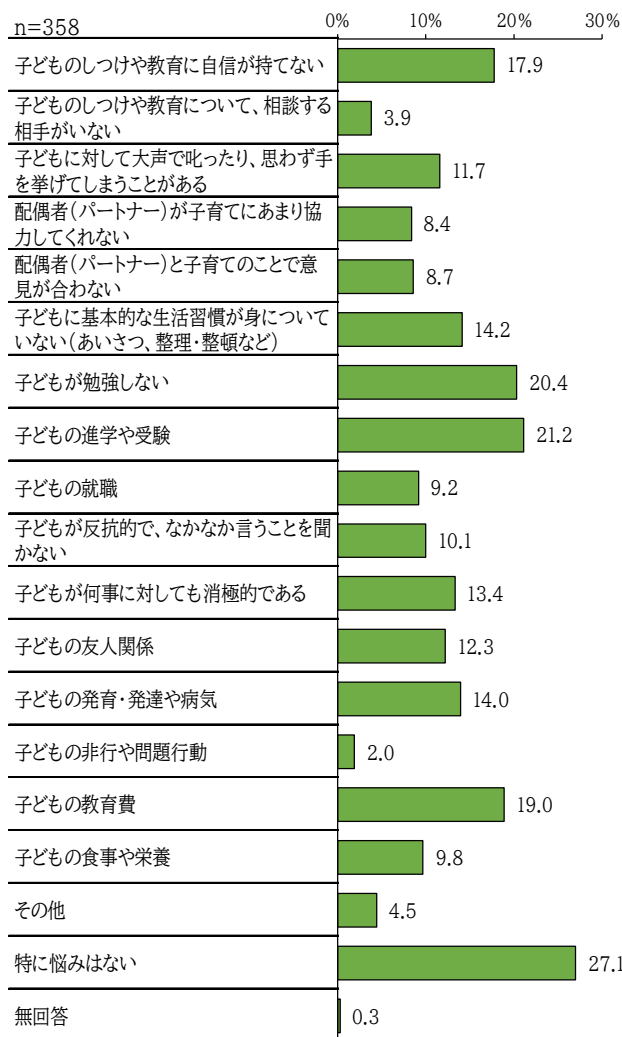
- こどもが学校に長期間行けなかった不登校の経験があると答えた保護者は、小学校5年生では5.6%、中学校2年生では12.5%でした。



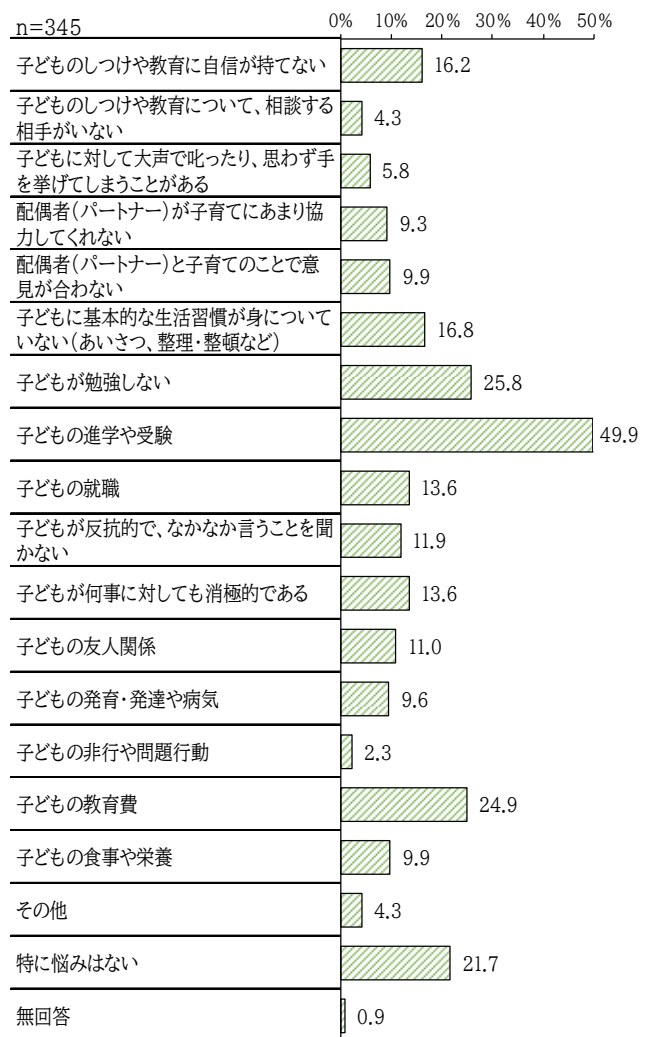
■子どものことで悩んでいること

- 子どものことで悩んでいることについては、小学5年生の保護者では「子どもの進学や受験」(21.2%)、「子どもが勉強しない」(20.4%)などが多く見られ、「特に悩みはない」と答えた保護者は27.1%でした。中学2年生の保護者では、「子どもの進学や受験」(49.9%)、「子どもが勉強しない」(25.8%)、「子どもの教育費」(24.9%)などが多く見られ、「特に悩みはない」と答えた保護者は21.7%でした。

【小学5年生の保護者】



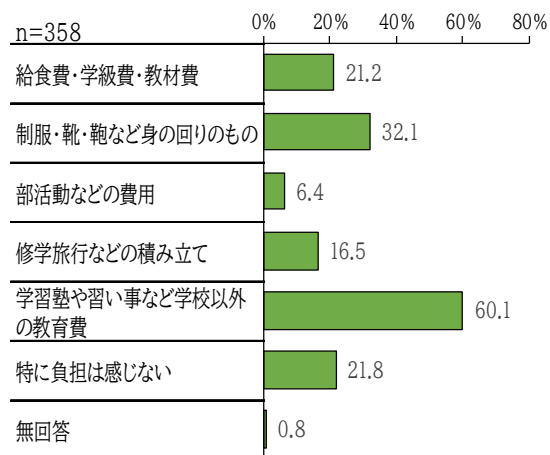
【中学2年生の保護者】



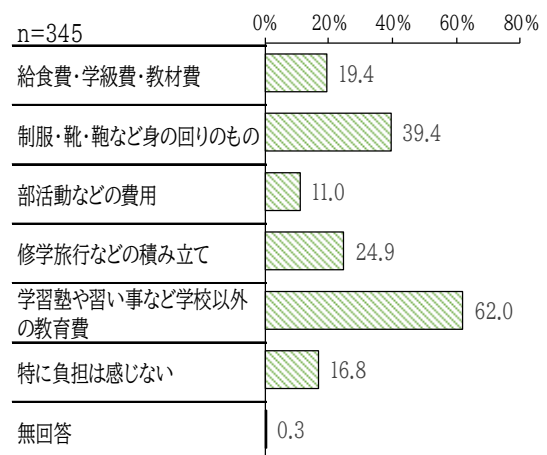
■教育費で負担に感じるもの

- 教育費で負担に感じるものは、小学5年生の保護者では「学習塾や習い事など学校以外の教育費」(60.1%)、「制服・靴・鞆など身の回りのもの」(32.1%)が多くなっています。中学2年生の保護者も同様に、「学習塾や習い事など学校以外の教育費」(62.0%)、「制服・靴・鞆など身の回りのもの」(39.4%)が多くなっています。

【小学5年生の保護者】



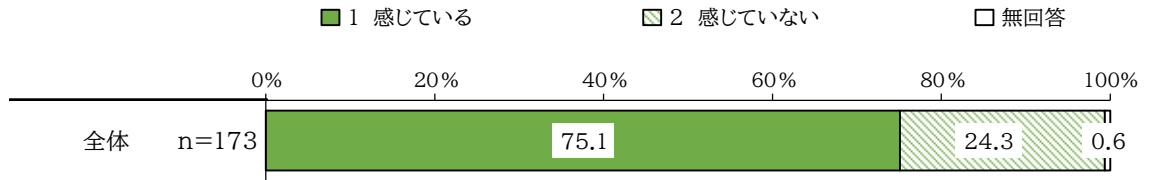
【中学2年生の保護者】



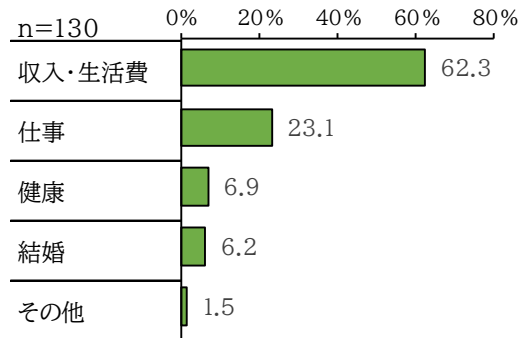
(5) こども・若者調査

■将来への不安の有無

- 将来に不安を感じている人は、こども・若者（16歳～34歳）の75.1%を占めています。不安の内容は、「収入・生活費」（62.3%）が最も多く、次いで「仕事」（23.1%）となっています。

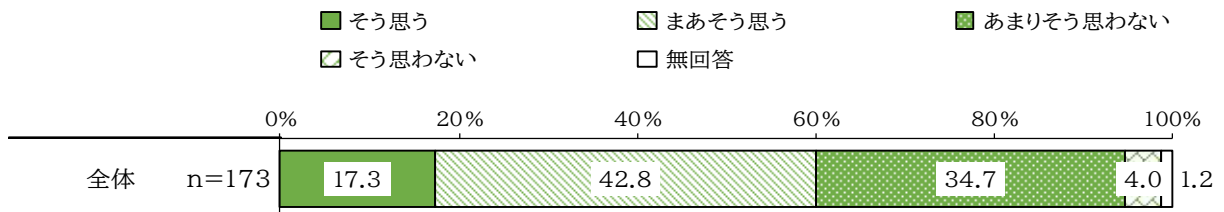


■将来への不安



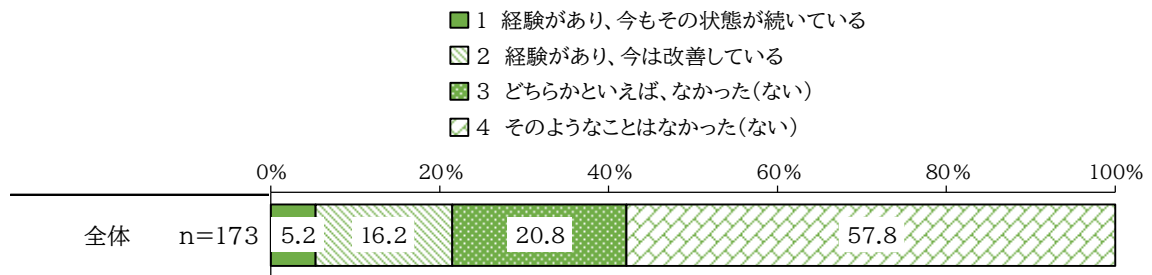
■自分の将来に明るい希望があると思うか

- 自分の将来に明るい希望があると思う人は60.1%、思わない人は38.7%を占めています。

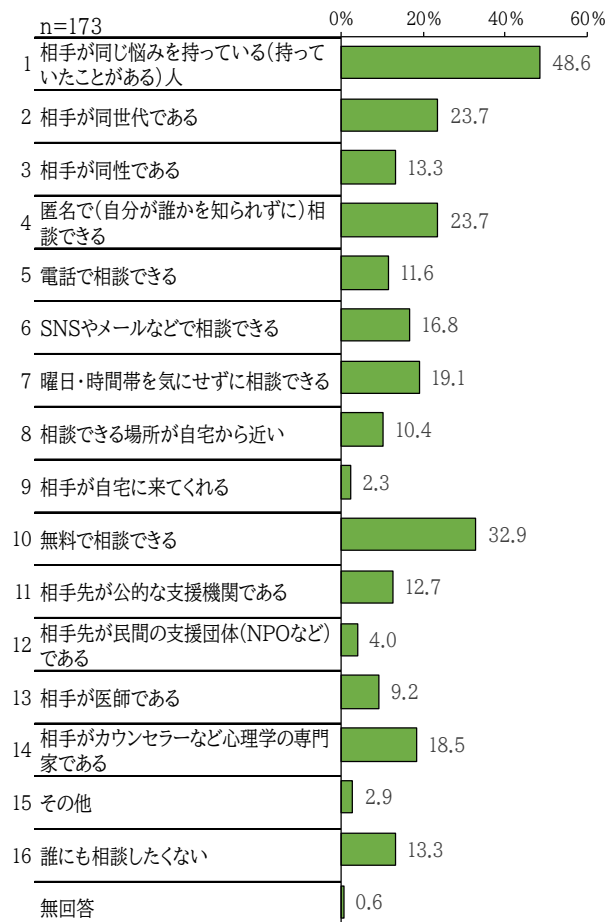


■社会生活を円滑に送れない状態になった経験の有無

- 今までに、社会生活を円滑に送れない状態になった経験があり、今もその状態が続いている人は 5.2%、経験はあるが今は改善している人が 16.2%見られました。このような状態になった時に相談したい人や場所をたずねたところ、「相手が同じ悩みを持っている（持っていたことがある）人」（48.6%）、「無料で相談できる」（32.9%）などが多く見られる一方、「誰にも相談したくない」人が 13.3%見られました。

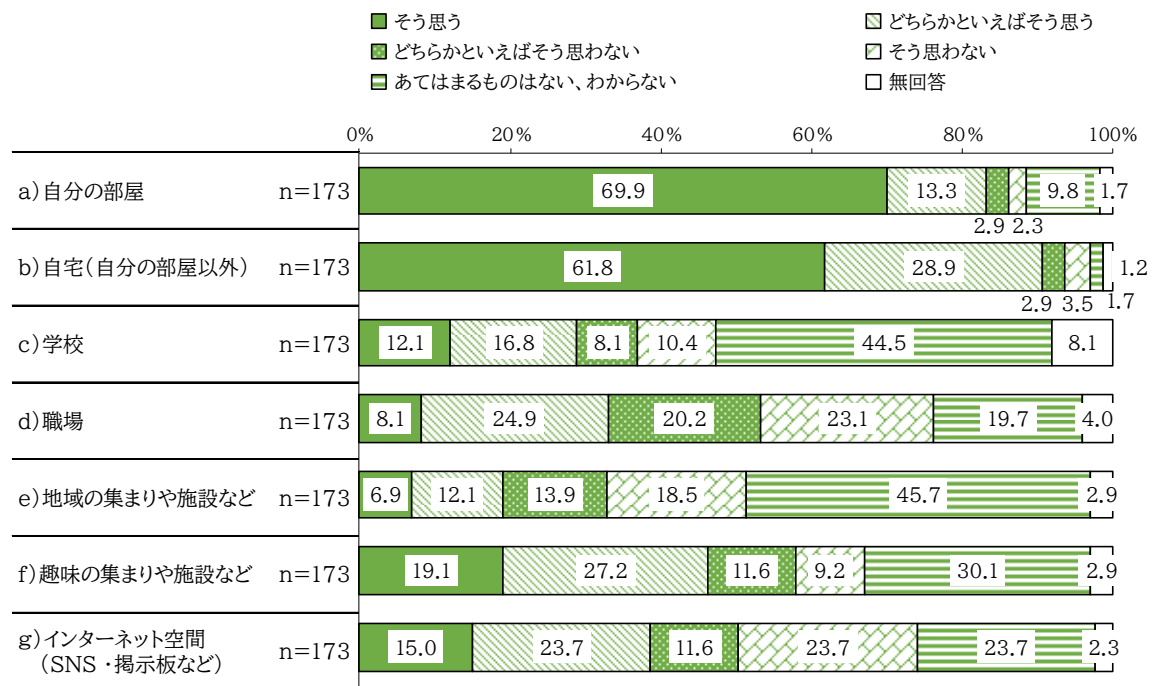


■社会生活を円滑に送れない状態になった時に相談したい人や場所



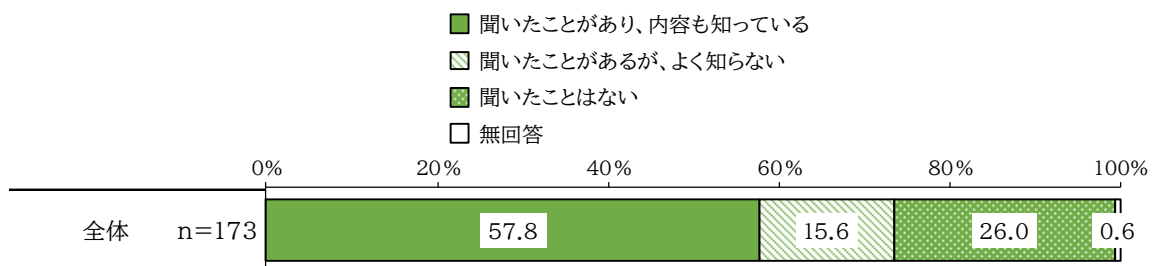
■自分にとっての居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）

- 自分にとっての居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）になっていると思う割合（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）は、「自宅（自分の部屋以外）」で90.7%、「自分の部屋」で83.2%、「趣味の集まりや施設など」で46.3%、「インターネット空間」で38.7%でした。



■ヤングケアラーの認知度

- ヤングケアラーという言葉を知ったことがある人は 73.4%を占めています。



3

第2章 東海市のこども・若者や子育てをとりまく現状と課題

こども・若者の意見

こども・若者が意見を述べること、大人がこども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解を広げるため、以下の取り組みを行いました。

こども・若者から聴いた意見については、必ず読んで検討し、市の政策等に反映できるものは、反映していきます。

(1) こども・若者のオンライン意見箱より

こども・若者本人が自らの意見を投稿できるオンライン意見箱を開設し、意見聴取を実施。

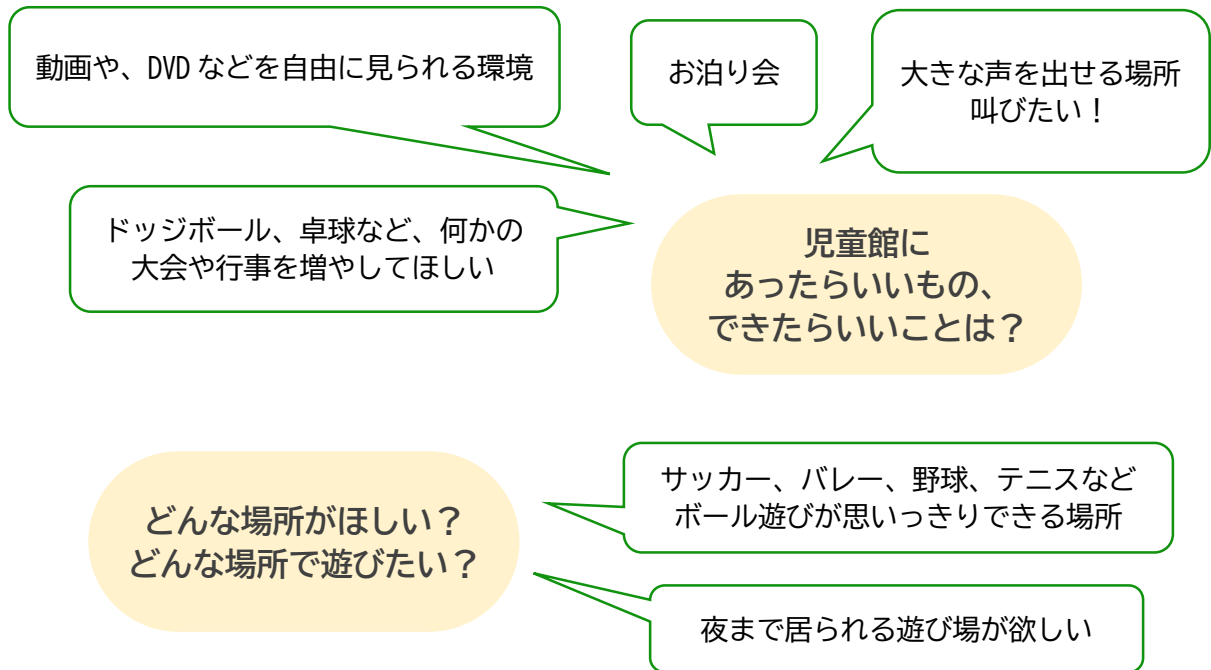
〈令和6年8月30日までに集まった40件の意見から抜粋〉



(2) 児童館でのインタビュー調査より

市内3児童館にて児童館を利用しているこども本人にインタビュー調査を実施。

〈令和6年8月～9月に各館約10名程度からの意見を抜粋〉



(3) アンケート調査の自由意見より

市内在住の16歳から34歳までを対象にこども・若者アンケート調査（P15参照）を実施

〈アンケート調査の自由意見に寄せられた全62件のうち主なもの〉

○子育て支援・経済的支援に関すること〈13件〉

- ・結婚、妊娠、出産に対する補助や支援をしてほしい
- ・子育て世帯は住民税を安くしてほしい

○東海市の公園や施設について〈10件〉

- ・大型ショッピングセンターを誘致してほしい
- ・雨の日でもこどもが遊べる屋内の遊び場（キッズパークなど）ができると子育てする身としては嬉しい

○道路や環境に関すること〈7件〉

- ・海が近く海拔が低い地域なので災害対策をしてほしい
- ・朝の産業道路の混雑の改善をお願いします

○医療に関すること〈8件〉

- ・出産設備の整った産婦人科があると安心だと感じる
- ・こどものインフルエンザの予防接種を無償化してほしい

4

第2章 東海市のこども・若者や子育てをとりまく現状と課題

第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期東海市子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに、成果指標の動向を評価しました。

(1) 安心して教育・保育が受けられるまち

「子育てがしやすいまちであると感じている人の割合」は、基準値からは若干改善しています。これは、本市が子育て支援のための各施策を進めるとともに、子育てに関する情報誌の発行やメールマガジンの配信による子育て情報の提供が浸透していることによると考えられます。

「子どもの教育について学校、家庭、地域の連携が十分にできていると思う人の割合」は、基準値より悪化している状況です。学校活動への参画は進んだものの、理解を深める機会が少なかったものと考えられます。学校と保育園等との連携については、保育園、幼稚園等及び小学校が連携した幼児教育研究等を実施していますが、近年、民間の保育事業者が多く参入し、保育サービスが多様化したことで一部連携が不十分であったことが要因と考えられます。

「多様な保育ニーズに対応できる場所があると思う人の割合」「気軽に相談できる機関がある障がい者（その家族）の割合」はいずれも基準値より悪化しています。「子育て支援に関するアンケート調査」結果でも、子育てや教育について、気軽に相談できる人、相談できる場所が「いない/ない」と答えた割合が就学前児童の保護者では 9.0%、小学生の保護者では 12.6%と前回調査からも増えており、多様な相談内容に対応するために、相談体制の見直しや、気軽に相談できる環境整備が必要です。

H24 (2012) (初期値)	H30 (2018) (基準値)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
指標1：子育てがしやすいまちであると感じている人の割合 (%)						
64.9	73.0	71.7	75.1	75.6	75.4	73.3
指標2：子どもの教育について学校、家庭、地域の連携が十分にできていると思う人の割合 (%)						
59.0	60.6	59.5	62.0	60.8	61.6	59.0
指標3：多様な保育ニーズに対応できる場所があると思う人の割合 (%)						
22.4	25.5	27.4	23.4	24.7	25.1	23.8
指標4：気軽に相談できる機関がある障がい者（その家族）の割合 (%)						
51.0	51.4	51.3	52.4	55.6	52.9	51.2

(2) 身近な地域における助け合い・支え合いができるまち

計画期間中に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う各種事業の中止や縮小があり、地域活動に参加する機会が減ったこともあり「地域で子どもを育む活動をしたことのある大人や若者の割合」は基準値から悪化したものの、「地域全体で子どもが育っていると感じている人の割合」は基準値から改善しています。これは新型コロナウイルス感染症の影響により減っていたファミサポの活動件数や、児童館等での事業を人数制限を緩和して再開したことに伴い、地域住民との交流が回復したと感じる人が増えたものと考えられます。

「子育て支援センターを利用した延人数」についても、基準値より悪化しているものの、入館制限等の緩和や利用を控えていた親子の利用が増えたことにより、利用者数が改善に向かっています。

H24 (2012) (初期値)	H30 (2018) (基準値)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
指標5：地域で子どもを育む活動をしたことのある大人や若者の割合 (%)						
23.0	25.3	22.4	25.3	25.1	23.4	24.1
指標6：地域全体で子どもが育っていると感じている人の割合 (%)						
50.7	47.9	45.5	58.3	55.9	46.0	55.3
指標7：子育て支援センターを利用した延人数 (人)						
71,042	78,573	62,237	32,340	37,895	47,013	50,674

(3) 一人ひとりが輝き主体的でたくましく育つことができるまち

「児童館総来館者数」は、基準値よりは悪化しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により中止・縮小していた行事を再開したり、感染状況に応じて制限を緩和していったことで回復傾向にあります。

「市や地域が開催した親子又は子ども対象の事業が充実していると思う人の割合」は、基準値から若干悪化しており、「地域で行われる異年齢交流事業の参加者数」は、基準値と比較すると大幅に減少しています。新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化を経て、指標が伸び悩んでいるため、より参加者のニーズに即した事業の分析、展開と地域への事業周知に取り組む必要があると考えられます。

H24 (2012) (初期値)	H30 (2018) (基準値)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
指標 8：児童館総来館者数（人）						
134,711	127,998	110,133	57,929	78,620	82,683	100,234
指標 9：市や地域が開催した親子又は子ども対象の事業が充実していると思う人の割合（％）						
55.5	61.9	61.5	64.0	61.3	62.5	61.4
指標 10：地域で行われる異年齢交流事業の参加者数（人／年）						
1,344	4,404	2,761	215	659	2,352	2,486

（４）子育てと仕事を両立できるまち

「さまざまな立場の人が働きやすい環境が確保されていると思う人の割合」は、基準値より改善しています。これは、育児・介護休業法の改正などにより、育児・介護が必要な労働者に対して、労働時間を柔軟に調整するなど働きやすい環境が整ってきたものと考えられます。

「法を上回る基準の育児介護休業制度を規定している事業所の割合」は、前年度及び基準値より改善しています。

「保育園の待機児童数」は、基準値から減少しており、民間事業者に対する保育施設整備費補助により、保育の受け皿が拡充したことが要因と考えられます。一方で、女性の就業率の増加に伴い、3歳未満児の保育園への入所希望者が増加しているため、一時的に待機児童が発生することもあり、育休から円滑に復帰できる環境の整備を図る必要があると考えられます。

H24 (2012) (初期値)	H30 (2018) (基準値)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
指標 11：さまざまな立場の人が働きやすい環境が確保されていると思う人の割合（％）						
37.6	47.3	45.8	49.4	48.8	47.9	50.1
指標 12：法を上回る基準の育児介護休業制度を規定している事業所の割合（％）						
32.4	30.0	31.5	31.5	24.3	25.0	33.1
指標 13：保育園の待機児童数（人／年）						
17	13	5	0	3	0	8

(5) 結婚と子育てを応援するまち

「結婚応援活動事業の開催回数」は、計画期間中の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、基準値より悪化しています。国や県は婚活機運を高める取り組みを行っており、今後もサポーター事業や魅力ある事業を増やし、出会いの機会を増やすとともに、結婚・子育て・仕事を視野に入れた人生設計について考える機会となる取り組みを進める必要があります。

「子育てに関して気軽に相談できる機会があると思う人の割合」は、基準値より低いまま推移しています。健診等の個別面談や、電子媒体を活用した相談の機会や情報提供の充実を図ったものの、就労する保護者の増加など子育て家庭の背景も変化しており、気軽な相談につながりにくい状況となっています。

「妊娠届出書を妊娠満 11 週以内に届けた人の割合」は、横ばいで推移しており、「乳児（4 か月児）健診において「ゆったりとした気分で子と過ごせるか」に「はい」と答えた人」は、基準値を上回っています。健診や訪問等における個別の状況に応じた相談や、オンラインでの配信アプリの導入など活用しやすい情報提供等によるものと考えられます。

「不妊治療助成金申請件数」は、令和4年度（2022 年度）から不妊治療の助成が新制度に移行したことに伴い、申請方法を見直したことで基準値を下回っています。各種制度においては、引き続き経済的援助の必要な方への手当ての支給等を行うことが求められます。

H24 (2012) (初期値)	H30 (2018) (基準値)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
指標 14：結婚応援活動（自主事業・サポーター事業等）事業の開催回数（回）						
29	28	25	12	11	15	20
指標 15：子育てに関して気軽に相談できる機会があると思う人の割合（％）						
17.0	14.3	15.7	13.8	13.2	13.2	13.7
指標 16：妊娠届出書を妊娠満 11 週以内に届けた人の割合（％）						
94.2	94.3	95.1	94.9	94.6	95.8	95.1
指標 17：乳児（4 か月児）健診において「ゆったりとした気分で子と過ごせるか」に「はい」と答えた人（％）						
78.1	88.5	87.7	89.0	88.7	89.7	89.3
指標 18：不妊治療助成金申請件数（件）						
858	1,201	1,041	1,058	1,015	281	212

5

第2章 東海市のこども・若者や子育てをとりまく現状と課題

東海市の課題

(1) 子ども・子育て支援事業の提供体制の充実

アンケート調査結果では、現在働いていない保護者の就労希望は、就学前の母親で約9割、小学生の母親で約6割と高くなっています。近年の女性の就業率の増加に伴い、保育園の入所希望が増えていることも要因の一つとして、令和5年（2023年）では待機児童が8人発生している状況です。

また、アンケート調査結果では、平日定期的に保育園や幼稚園等を利用している人は、3歳以上のこどもの保護者で9割以上と高くなっています。

小学生が放課後に放課後児童クラブを利用している割合は34%である一方、就学前の児童が小学生になった時に放課後児童クラブを利用したい割合は50%となっており、定員数・利用児童数が増加傾向にあることから、放課後児童クラブの利用希望は今後も増加していくことが考えられます。また、乳・幼児健診では、子育て支援が必要とされる割合が30.4%となっており、家庭への適切な支援を提供する必要があります。

母親の就労意向の増加等を背景に、保育サービスに対するニーズはますます増加していくことが考えられること及び、家庭への適切な子育て支援についても必要であることから、安心して子育てができるよう、子ども・子育て支援事業の提供体制の充実を一層図る必要があります。

(2) 不安や困難を抱えるこども・若者への支援

アンケート調査結果では、こども・若者の約75%が将来に不安を感じており、そのうち62%が「収入・生活費」が不安と回答し、自分の将来に明るい希望があると思わない人の割合も4割弱となっています。また、社会生活を円滑に送れない状態になった経験があるこども・若者も2割以上見られるなど、不安を抱えるこども・若者が多くなっています。

本市の就学援助率は県内において高いカテゴリーで推移し、虐待相談も増加傾向にあることから、こうした不安や困難を抱えるこども・若者にきめ細かな支援を行い、誰もが希望を持って生活を送ることができるよう支援していくことが必要です。

(3) こども・若者の視点に立った居場所づくり

こども・若者への意見聴取では、「勉強する場所がほしい」「スポーツやボール遊びなどができる場所がほしい」など、ふだんの居場所に関する意見が見られました。また、「学校の体育館にエアコンがほしい」「学校がきれいになってほしい」など、学校生活をより快適にしたいという意見も多く見られました。

児童館を利用しているこどもへのインタビュー調査では、「月曜日も開館してほしい」「夜まで居られる遊び場がほしい」「お昼ごはんの時間でも帰宅せず児童館に居られるようにしてほしい」など、就労等で親が家に居ない時間帯の居場所としての児童館への要望も聞かれました。

アンケート調査結果では小学校5年生の2.4%、中学校2年生の4%がほとんどできる居場所はないと回答し、お金をかけずに過ごすことができる場所や、利用したいときに気軽に利用することができる場所、意見を取り入れてもらえる場所を求める意見が多くありました。こども・若者の意見が反映され、いつでも気軽に利用できる場所が地域の中に求められており、こうした居場所づくりに取り組むことが必要です。

(4) 保育サービス等の担い手の育成・確保

第2期計画の評価では、保育園・幼稚園等事業について、保育士や教諭等の不足により児童の受け入れを制限する施設がある状況が見られました。また、近年の女性の就業率の上昇等により、延長保育事業や放課後児童クラブ等に対するニーズが一層高まっていくことも見込まれます。

必要とする家庭に多様な支援をきめ細かに提供していくために、人材の育成・確保に向けた取り組みを行っていくことが必要です。



1

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

基本理念

こども・若者とその家庭をしあわせに

本市では、こどもが「東海市に生まれてよかった」、保護者が「東海市で子育てできてよかった」と思えるよう、施策を進めてきました。

「第7次総合計画」では、子ども・子育て分野のめざすまちの姿を「安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている」とし、「第4次総合福祉計画」では、基本目標の一つに「子どもたちの健やかな育ちを、地域で支えあっている」としています。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」を目指すという方向性が掲げられ、すべてのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会の実現を目指すとされています。

すべてのこども・若者の権利が尊重され、自ら意見を表明することができ、最善の利益が図られるとともに、こども・若者及び子育て世代が将来に対して明るい展望を持てるよう、市全体で支えていくことが必要です。

こうした考え方に基づき、本計画の基本理念を「こども・若者とその家庭をしあわせに」とします。



2

第3章 計画の基本的な考え方

基本的な視点

(1) こども・若者の権利を尊重する

- こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格や個性を持つ個人として尊重します。こども・若者の権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図ることを目指した取り組みを推進します。

(2) 切れ目のない子育て支援を充実させる

- こども・若者や子育て家庭の状況に応じて必要な支援が途切れることなく提供されるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図ります。同時に、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

(3) こども・若者の健全な成長を支援する

- 乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障し、すべてのこども・若者が愛着を土台として相互に人格と個性を尊重されながら、様々な学びや体験の機会を通じて自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるよう支援します。

(4) こども・若者・子育て当事者の視点を尊重する

- こども・若者が自らのことについて意見を形成して、表明することを尊重します。そのために必要な支援等を行い、こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを進めます。同時に、おとなは、こども・若者の意見に真摯に向き合い、その実現のために注力します。

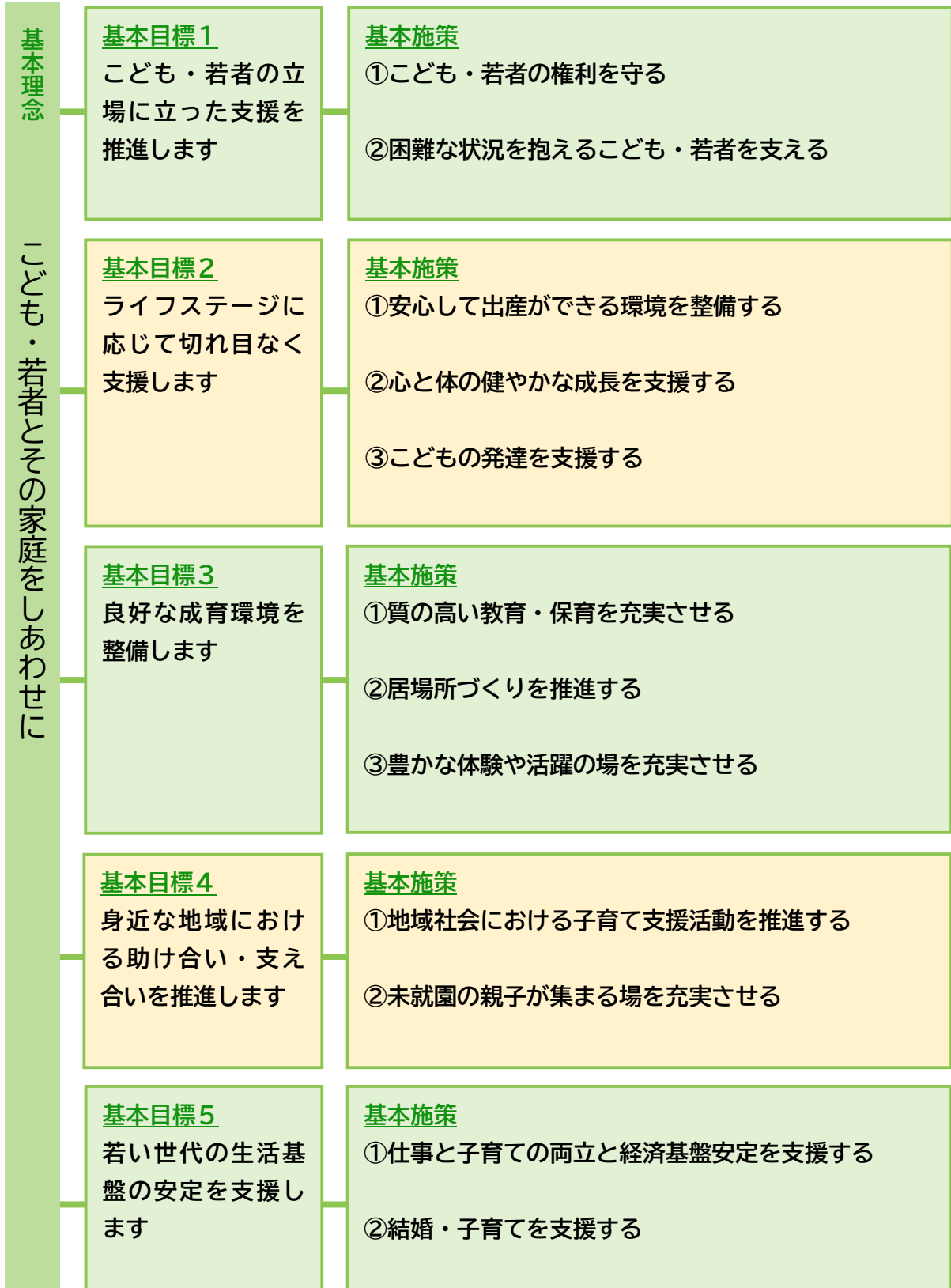
(5) 若い世代の自立を支援する

- 若い世代の多様な価値観や考え方を尊重することを前提に、若い世代の生活の基盤の安定、それぞれの希望に応じた結婚や子育てへの支援を通じて、若い世代の自立を支援します。

3

第3章 計画の基本的な考え方

計画の体系



1

第4章 施策の展開 こども・若者の立場に立った 支援を推進します

基本目標の概要

こども・若者は、未来を担う存在です。そのため、企業や地域社会も含めて協力し合い、こどもや家族が大事にされる社会を目指していくことが必要です。こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者が自らの将来を選択でき、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができる社会を目指す必要があります。

また、こども・若者が、自らのことについての意見を形成して表明し、社会に参画できることが必要です。こども・若者とその家庭が、様々な困難な状況に置かれても、必要な支援が受けられ、安心して暮らせる社会を実現していく必要があります。

「基本目標1 こども・若者の立場に立った支援を推進します」では、2つの施策を位置付けています。

こども・若者の権利についての正しい認識を普及するとともに、意見を表明しやすい環境づくり、ヤングケアラーについての啓発や支援などを行います。

また、貧困、虐待、いじめ、不登校、障がい・医療的ケア、非行などの困難な状況にあるこども・若者とその家庭の状況を把握し、きめ細かな支援を行います。

成果指標

指標名	現状値（R5）	方向性
夢や目標を持っている児童生徒の割合	75.2%	↑

1-1 こども・若者の権利を守る

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- こども・若者が、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を理解し、自らが権利の主体であることを認識できるよう周知・啓発します。また、お互いの人権を尊重する意識を高めることができるよう、人権教育を充実させます。
- こども・若者が、自らのことについて意見を形成して表明し、社会に参画できるよう、意見を表明しやすい環境づくりを行います。
- 家事や家族の世話などをこどもが日常的に行うことで、学業や友人関係等に支障がでるヤングケアラーの問題については、本人や家族に自覚がないことも多いため、問題を認識できるよう啓発するとともに、早期発見や適切な支援に取り組みます。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
成年後見制度利用促進事業	自分で生活上の判断や財産管理ができない方の財産を管理し、未成年後見制度を含む成年後見制度が運用できるようにします。	社会福祉課
人権啓発活動	中学生に一日人権擁護委員を委嘱し啓発活動を行うなど、人権の意識・内容について啓発し、普及高揚を行います。	社会福祉課
重層的支援体制整備	住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための包括的な福祉サービス提供体制を目指し、相談支援、参加支援、地域づくり等を一体的に行います。	社会福祉課 こども課 健康推進課 高齢者支援課
こども・若者のオンライン意見箱	WEB上に匿名で投稿ができる「こども・若者のオンライン意見箱」を設置し、こども・若者が気軽に意見を述べる場を提供します。	こども課

★各基本施策の右下に、その施策の主な対象範囲を着色して示しています。

(例) 1-1 こども・若者の権利を守る

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

↑ この施策の主な対象範囲

1-2 困難な状況を抱えるこども・若者を支える

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 貧困、虐待、いじめ、不登校、障がい・医療的ケア、非行、ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、きめ細かな支援を行います。
- ひとり親家庭など、貧困の状態にある家庭の状況を踏まえ、貧困の解消及び貧困の連鎖の防止に努めます。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
要保護児童対策地域協議会設置	虐待を受けているこどもや様々な問題を抱えているこども及びその保護者を早期発見し、適切に保護するため、地域の関係機関が情報を共有し、連携・協力して支援します。	こども課
養育支援訪問	児童の養育について特に支援が必要な家庭に対し、専門的な相談指導・助言を行う助産師・保健師・保育士を派遣し、適切な養育が可能となるよう支援します。	こども課 (子育て支援センター)
子育て世帯訪問支援	家事・育児に不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員を派遣し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児の支援を行います。	こども課
障がい児を育てる家庭への各種手当等支給	障がい児を育てる家庭の経済的負担を軽減するため、特別児童扶養手当や福祉給付金を支給し、補装具や日常生活用具の購入を一部補助します。	こども課
ひとり親家庭への各種手当支給	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、児童扶養手当法、東海市援護扶助費支給要綱に基づき、児童扶養手当等を支給します。	こども課
ひとり親家庭への自立支援給付金の支給	ひとり親家庭等の自立の促進を図るため、就業につながる能力開発の取組に対して、給付金を支給します。	こども課
母子・父子自立支援員設置	ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を設置し、関係機関と連携して相談、指導及び援助を行います。	こども課

名称	概要	担当課
重層的支援体制整備	住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための包括的な福祉サービス提供体制を目指し、相談支援、参加支援、地域づくり等を一体的に行います。	社会福祉課 こども課 健康推進課 高齢者支援課
生活困窮者世帯のこどもに対する学習・生活支援	ひきこもりを含む社会的孤立状態にある者の社会参加に向けた支援の拡充、貧困の連鎖の防止及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善を推進するため、ほっとプラザ等で学習支援を行います。	社会福祉課
就学困難な児童生徒の保護者への学用品費等の支給	学校教育法に基づき、小学校及び中学校における義務教育を円滑に受けられるようにするため、経済的理由のために就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等を支給します。	学校教育課
不登校対策	不登校傾向等の課題を抱えるこどもたちに対して、豊かな人間関係や社会性の育成など、自立への基盤づくりを支援するため、教育支援センター「ほっと東海」の運営や、学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び「心の相談員」の派遣又は配置をします。	学校教育課
特別な配慮等を必要とする児童生徒への支援	発達障がいの傾向がある児童への支援のため、特別支援教育支援員を各小学校に配置します。 また、身体障がいがあるなど、校内生活における安全管理が必要な児童生徒への補助等を行うため、障がい児サポーターを配置するとともに、医療的ケアが必要な児童生徒のため、学校に看護師等を派遣します。	学校教育課
こども家庭センター	すべてのこども・子育て世帯・妊産婦を対象に、母子保健・児童福祉の両機能が一体となり各種相談に応じます。支援が必要なこどもやその家庭に対し、必要に応じて関係機関と連携を図り支援を行います。	こども課 健康推進課

2

第4章 施策の展開 ライフステージに応じて 切れ目なく支援します

基本目標の概要

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期のそれぞれの段階に応じて多様な経験や学習をしながら成長していきます。それぞれの発達段階に応じて必要とされる支援は異なりますが、切れ目なく連続的に行われる必要があるとされています。こどもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関が連携し、保健、医療、教育・保育、療育、福祉を切れ目なく提供することが必要です。

「基本目標2 ライフステージに応じて切れ目なく支援します」では、3つの施策を位置付けています。

妊娠・出産期では、母子保健事業の充実により、子育て世代が安心して妊娠出産ができる環境を整備し、こどもが健やかに育つための情報を提供し、相談に応じるとともに、個々の家庭の状況に応じた必要な支援を進めます。

また、こどもの心と体の健やかな成長を促すため、乳幼児期の安定した愛着（アタッチメント）の形成を核に、こどもの健康な成長発達や、家庭における子育てへの支援を行います。

いのあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者の状況を把握し、適切な療育や障がい福祉サービスを提供します。

成果指標

指標名	現状値（R5）	方向性
子育てしやすいまちであると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合	83.8%	↑
子育ての悩みについて、相談する場を知っている人の割合	49.4%	↑

2-1 安心して出産ができる環境を整備する

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期までの個々に応じた切れ目のない支援に努めます。
- 妊娠中及び出産後に心身の不調などによって子育てに支援が必要な家庭、多胎児家庭、核家族化による家族の支援が受けられない家庭等、多様なニーズを有する家庭への支援を充実させます。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
母子健康手帳交付	妊娠届出により、妊娠期から乳幼児期までの健康保持増進のため、母子健康手帳を交付するとともに情報提供や相談を行います。	健康推進課
妊産婦・乳児健診	妊婦、産婦及び乳児の健康の保持増進、早期発見・早期治療を図るため、妊婦健診、産婦健診、子宮頸がん検診、乳児健診、新生児聴覚検査を実施します。	健康推進課
妊婦医療助成	妊婦の健康の保持及び増進を図ることにより、健やかな児童の出生に寄与するため、東海市妊婦の健康診査費等の助成に関する条例に基づき、妊婦の医療費を助成します。	国保課
こども家庭センター	すべてのこども・子育て世帯・妊産婦を対象に、母子保健・児童福祉の両機能が一体となり各種相談に応じます。支援が必要なこどもやその家庭に対し、必要に応じて関係機関と連携を図り支援を行います。	こども課 健康推進課
産後ケア	出産後、家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない褥婦及び産婦に対し、医療機関における心身のケア、育児指導を提供します。	健康推進課
不妊治療助成	不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、東海市不妊治療費助成金支給要綱に基づき、不妊治療に要する費用を助成します。	国保課

名称	概要	担当課
未熟児養育医療給付	未熟児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法及び東海市養育医療の給付に関する規則に基づき、未熟児の養育に必要な医療費を給付します。	国保課
不育症治療助成	不育症治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図るため、東海市不育症治療費の助成に関する条例に基づき、不育症治療に要する費用を助成します。	国保課
両親学級	妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うとともに、仲間づくりを図ります。	健康推進課
妊婦のための支援給付	妊婦の経済的負担を軽減するため、妊娠したことに対して5万円、妊娠した胎児の数×5万円の給付金を給付します。	こども課



2-2 心と体の健やかな成長を支援する

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成は、こども・若者の良好な成育環境を確保する上で重要です。親子がともに健やかに生活できるよう支援するとともに、様々な場面において大人との間に良好な関係を築き、安定した情緒と社会性を持つ大人に成長することができるよう、支援します。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師・助産師・看護師が訪問し、産婦と乳児の健康状態の確認と育児相談、助言を行います。	健康推進課
乳・幼児健診	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、疾病の早期発見・発育発達の確認を行うとともに、保健指導を行い、必要に応じて継続的な支援につなげます。	健康推進課
各種相談事業	妊娠、または育児に対する不安を持つ者や乳幼児健康診査において経過観察が必要とされた方に対し、個別相談を行います。	健康推進課
健康ホットライン	保健師、管理栄養士、歯科衛生士、臨床心理士、助産師等が、こどもの発育発達、保護者の健康や育児に関する相談に応じます。	健康推進課
家庭訪問	乳幼児の発育発達、育児状況について、各家庭を訪問し、必要な保健指導等の支援を実施します。	健康推進課
歯科健診・相談	お口の健康のため、妊産婦の歯科健診や歯磨き指導、乳幼児の歯科健診、歯磨き指導、フッ化物塗布の他、健康教育等の保健指導を行います。	健康推進課
フッ化物洗口事業	年長児と小学生に対し、フッ化物洗口を行い、むし歯予防を行います。	健康推進課

名称	概要	担当課
前期・後期 離乳食講習会 母子教育	育児中の保護者を対象に、離乳食の進め方や調理法、食べ方の指導を行い、安心して離乳を進められるよう支援します。また、乳児期からの豊かな食経験がこどもの味覚や食べる機能を発達させ、将来の食生活の基礎を育むことを支援します。	健康推進課
家庭教育シンポジウム	思春期のこどもを持つ保護者の悩みの解決の一助とするとともに、家庭教育力の向上を図るため、シンポジウムを開催します。	社会教育課



2-3 こどもの発達を支援する

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 発達に特性のあるこども・若者、障がいのあるこども・若者が、早期に適切な療育等の支援を受けられるよう、関係機関と連携して支援します。また、こども・若者とその保護者が、発達特性や障がいの状態に応じたきめ細かな支援を受けられるようにするとともに、地域で安心して生活できるよう、保健、福祉、教育などの各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを進めます。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
乳・幼児健診事後相談	言語、発達に遅れや心配があり、支援が必要な乳幼児や保護者に対し、健やかな発達を促すよう遊びや相談等を行います。	健康推進課
親子発達支援教室	身体、精神発達が緩やかなこどもとその保護者を対象に、親子ふれあい遊びを通してこどもへの関わり方を実践的に学び、個別相談を行う教室を開催します。	こども課 (子育て支援センター)
あすなろ学園運営	小学校就学前の児童で、心身の発達の遅れや肢体不自由のある障がい児が保護者と共に通園し、保育、理学療法、作業療法及び言語療法を行い、自立の基礎を養います。	幼児保育課
障がい福祉サービス提供	障がい児者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスを提供します。	こども課 社会福祉課
教育相談	特別支援教育等に不安や悩みを持つ保護者の教育相談を行います。また、発達障がいなど、特別な教育的ニーズのある児童生徒への効果的な支援につなげるため、特別支援教育相談員が学校を巡回して、教職員に対して相談を行います。	学校教育課 (教員研修センター)
障がい児者相談支援	障がい児者の生活支援のために、身体・知的の障がいに対応した専門相談員による相談を実施します。	こども課 社会福祉課
発達支援事業研修	発達支援に携わる様々な領域の支援者を対象に、発達支援に必要な知識や技術を習得し、より適切な支援を行えるよう、研修を実施します。	こども課

3

第4章 施策の展開

良好な成育環境を整備します

基本目標の概要

「こども大綱」が掲げる「こどもまんなか社会」の考え方に則り、こどもたちが良好な成育環境の下で生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を実現する必要があります。

「基本目標3 良好な成育環境を整備します」では、3つの施策を位置付けています。

質の高い教育・保育を充実させるため、安全・安心な環境の中での教育・保育の実施を確保するとともに、教育・保育関係者の質の向上に取り組みます。

また、こども・若者の意向を踏まえた上で、既存の居場所の改善に取り組み、居場所づくりを推進します。

さらに、豊かな体験や活躍の場を充実させるため、多様な体験学習に力を入れ、継続してこどもたちが体験を通じて成長していくための機会や環境づくりを進めます。

成果指標

指標名	現状値（R5）	目標
身近に子どもが安心して過ごせる場（家庭や学校を除く）があると思う18歳以下の子どもを持つ人の割合	71.6%	↑

3-1 質の高い教育・保育を充実させる

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 幼児期の教育・保育は、こどもの生涯にわたる人格形成を培う重要なものです。安全・安心な環境の中で教育・保育が提供される状態を実現するとともに、教育・保育関係者の資質の向上に取り組み、幼児教育から小学校への連続性のある質の高い教育の実現を目指します。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
新制度未移行幼稚園運営費補助	園内の安全・安心対策事業等を実施する幼稚園に対し、事業に要する経費を補助して、幼稚園の運営を支援します。	幼児保育課
保育士の研修	保育士の専門的な知識や技術の向上を図るとともに、意欲を持って保育に取り組む姿勢を身につけ、保育の質を高めることができるよう、保育士研修を実施します。	幼児保育課
幼児教育研究（幼児教育研究協議会の開催）	保育園保育士・幼稚園教諭・認定こども園保育教諭と小学校教諭との実践的な連携・交流・協議を通して、こどもの成長過程を踏まえた共通の「こども理解」を形成するとともに、幼児期の保育及び教育と小学校教育との円滑な接続を図り、幼児教育の質を高める研究活動を行います。	幼児保育課
保育事業協会設置	認定こども園、幼稚園及び保育所などの保育事業関係者が相互の連絡・調整を保ち、保育事業の運営についての研究及び保育事業の振興を図るため、研修会を行います。	幼児保育課
子育て情報の提供	子育てアプリやLINE、ホームページなどにより、子育てに関する情報提供を行います。	こども課 健康推進課
教職員の研修	学校教育を充実させるため、教職員の資質向上を図ることができるよう、教職員の各種研修を実施します。	学校教育課 （教員研修センター）

3-2 居場所づくりを推進する

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- こども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう支援します。こども・若者自身が自らの居場所と感ずることができるところについて、当事者の意見を聴きながら居場所づくりを進めます。また、児童館や各種支援の場など、既存の居場所についても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
児童館運営	児童に健全な遊び場を提供し、健康増進や情操を豊かにすることを目指して、児童館を運営します。	こども課
児童遊園等維持管理	健康の増進や自主性・社会性・創造性の向上などを目的に、児童に安全な遊び場を提供するため、児童遊園の遊具等の維持管理を行います。	こども課
ほっと東海運営	不登校傾向の児童生徒を対象とした教育支援センター「ほっと東海」を運営し、児童生徒の学習指導、自立支援、居場所づくりを行います。	学校教育課
ほっとプラザ運営	不登校やひきこもりの方の相談先や居場所として、ひきこもり支援センターほっとプラザを運営し、当事者やその家族を支援します。	社会福祉課
学習支援教室 (学習広場みらいな)	中学生の学習を支援する場を提供し、学習習慣を身につけ、生徒の居場所づくりをするとともに、基礎学力の向上を目指す学習支援教室を開催します。	社会教育課
放課後児童健全育成	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場を与えることにより、健全な育成を図るため、放課後児童クラブを実施します。	社会教育課 こども課
重層的支援体制整備	住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための包括的な福祉サービス提供体制を目指し、相談支援、参加支援、地域づくり等を一体的に行います。	社会福祉課 こども課 健康推進課 高齢者支援課

3-3 豊かな体験や活躍の場を充実させる

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- こどもが、様々な学びや体験を通じて成長して若者となり、社会生活を送ることができるよう、様々な体験や活動の機会をつくります。スポーツや文化芸術に親しむ活動においては、第一線で活動している講師とふれあう機会を通じてスポーツや文化芸術に親しみ、夢を持つことができるよう支援します。さらに、環境、農業、ものづくりなどの多様な体験を通じて、こどもたちの個性や可能性を育む教育の充実を図ります。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
子ども教室	平日の放課後や休日に、地域のボランティア講師等による体験教室を開催します。	社会教育課
ふるさと大使等スポーツ連携交流事業	ふるさと大使である企業スポーツチーム等と連携し、小中学生の競技力の向上及びトップアスリートを目指す意識の醸成を図るため、スポーツ教室や一流スポーツ選手の試合観戦、市民とふるさと大使との交流イベントなどを実施します。	スポーツ課
子ども芸能発表会	こどもたちが日ごろ取り組んでいる文化活動等の成果を発表する機会を提供することを通じて、夢を持つ心を育むとともに、文化活動の普及や伝統芸能の継承等を図ります。	文化芸術課
出会いの教室	こどもたちが優れた芸術文化に触れ、夢を育むことを目的として、第一線で活躍する実演家を小学校等に派遣する出会いの教室を実施します。	文化芸術課
おんがくさん はじめてコンサート	幼少期のこどもたちが優れた文化芸術に触れ、夢を育むことを目的として、第一線で活躍する実演家を保育園に派遣します。	文化芸術課
子どものオーケストラ	劇場を拠点とした「ひとづくり」「にぎわいづくり」「生きがいづくり」を推進するとともに、次代の文化創造の担い手を育成するため、第一線で活躍する実演家を講師に、小学生から高校生までを対象としたオーケストラを編成して活動します。	文化芸術課

名称	概要	担当課
劇場招待コンサート	文化芸術を鑑賞する機会やプロの実演家による指導や交流を通じて、次世代の文化創造の担い手を育成するため、小学5年生、中学2年生を招待しコンサートを開催します。	文化芸術課
東海児童合唱団	劇場を拠点とした「ひとづくり」「にぎわいづくり」「生きがいづくり」を推進するとともに、次代の文化創造の担い手を育成するため、こどもを対象とした合唱団を編成して活動します。	文化芸術課
エコスクール	環境問題に関心を持つとともに、自ら進んで環境問題に取り組むことのできる人づくりを目指し、講座を開催します。	生活環境課
サステナブルキッズフェスタ	3Rや環境問題について学びながら、家庭で不用となったものを活用し、こどもたち自身で工夫しておもちゃを作る教室をNPO法人等と協働で開催します。	リサイクル推進課
親子農業体験教室	親子が農業に触れ、農業の大切さや収穫の喜びを知ってもらうことにより、魅力あふれる農業施策を推進するとともに、農業の普及啓発を図るため、親子農業体験教室を実施します。	農務課 (農業センター)
ものづくり子ども教室	小学生を対象に、地元企業等と連携して普段学校では体験できないものづくりに関する教室を実施します。	社会教育課
小・中学生親善交流	姉妹都市である米沢市、釜石市、沖縄市との交流を通して、相互の歴史や文化への理解を深めるため、交流事業を実施します。	学校教育課



4

第4章 施策の展開 身近な地域における助け合い ・支え合いを推進します

基本目標の概要

子育て世代が、安心して子育てできるよう、地域の中で子育て家庭が支えられる状態を目指していく必要があります。また、子育て家庭のニーズを踏まえ、多様な子育て支援を推進していく必要があります。

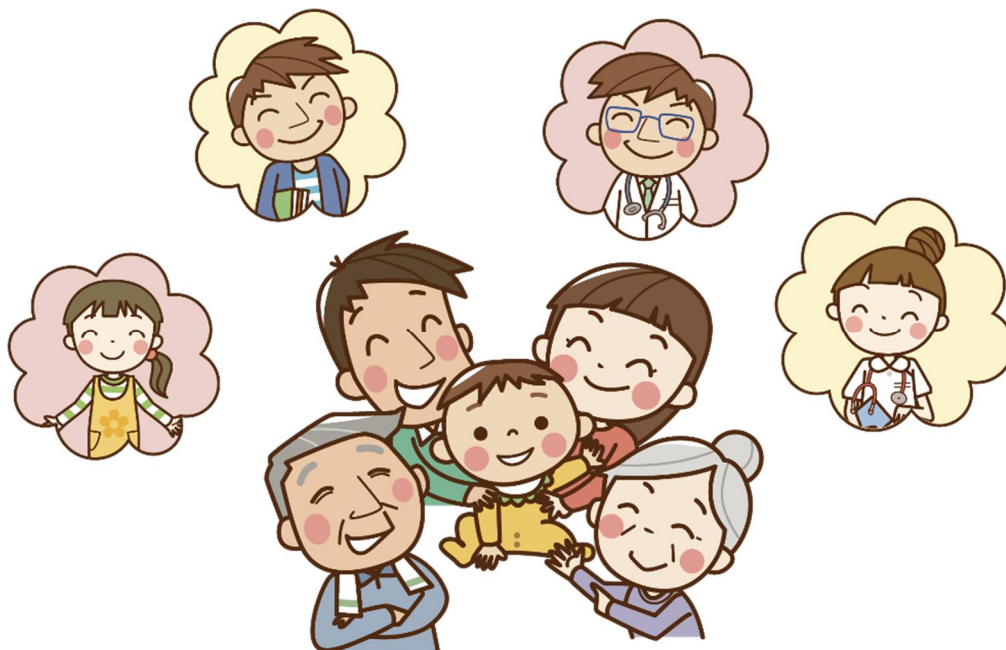
「基本目標4 身近な地域における助け合い・支え合いを推進します」では、2つの施策を位置付けています。

ファミリー・サポート・センターをはじめ、子育て支援につながる諸活動を推進し、地域社会における子育て支援活動を推進します。

また、子育て中の親の孤立感や負担感を軽減できるよう、親子が集まれる場づくりを進め、未就園の親子が集まる場を充実させます。

成果指標

指標名	現状値（R5）	方向性
地域子育て支援拠点等の年間延べ利用者数	150,908人	↑



4-1 地域社会における子育て支援活動を推進する

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 地域は、こどもたちにとって身近な社会であり、こどもたちが地域社会で様々な経験をして成長していくことはとても大切なことです。そのため、地域社会には、こどもの成長を支援する役割が期待されます。地域の様々な資源を支援するとともに、地域社会における子育て支援活動の活発化を図ります。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
絵本で親子ふれあい応援	親子のふれあいを促進するとともに、身近な遊び場・相談先の周知を図るため、赤ちゃんが誕生した家庭に対し、児童館等で絵本を贈呈します。	こども課
ファミリー・サポート・センター運営	仕事と育児の両立を支援し、地域で「安心して子育て」ができるよう、育児の援助を行いたい者と受けたい者を組織化し、会員同士による育児に関する相互援助活動を行います。	こども課 (子育て支援センター)
児童福祉団体活動事業費補助	児童福祉の増進に寄与することを目的とした子ども会等児童福祉団体の活動事業に対し、補助金を交付します。	幼児保育課 こども課
社会福祉団体活動事業費補助	障がい児及びその保護者を支援する団体の活動に対し、活動の促進と社会福祉の増進を図るため補助金を交付します。	社会福祉課
放課後児童健全育成事業費補助	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場を与えることにより、健全な育成を図るため、放課後児童クラブを運営する団体に補助します。	こども課
ふれあい交流推進	こどもたちと大人との交流を深め、こどもたちが多様な経験をして成長することができるよう、多様な交流事業を実施します。	社会教育課
市民活動センター管理運営	子育て支援団体を含む、さまざまな市民活動団体やNPO法人等の活動の発展及び活性化を図るための施設で、市民活動に関する活動支援、相談受付及び情報発信を実施します。	市民協働課 (市民活動センター)

4-2 未就園の親子が集まる場を充実させる

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 子育て支援センターなどの、未就園の親子が集まれる場は、子育て中の親の孤立感や育児の負担感を軽減するとともに、親同士の交流や情報交換の場にもなります。同時に、こども本人にとっても、他者と接することを通じて社会性を育む重要な機会です。今後も、未就園の親子が集まる場づくりを行います。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
産前産後サポート事業	産前産後の母子及びそのパートナーに対して、心身や母乳のケア、育児のサポートや参加者同士の交流等を行い、安心した子育てを支援します。	健康推進課
子育て支援センター運営	子育てに関する相談や支援、情報の収集及び提供などを行うため、市内3か所の子育て支援センターを運営します。	こども課 (子育て支援センター)
子育て広場	子育て支援センターや児童館において親子の遊び場を提供するとともに、子育ての情報交換や地域交流の場となるよう、子育て広場を開催します。	こども課
育児講座	親と子が育ち合うために、乳幼児期に必要な心と体の発育や発達についての講座等を開催します。	こども課 (子育て支援センター)
育児支援親子教室	育児の悩みや不安を抱える乳幼児の親が、遊びや情報交換を通してこどもとの関わり方を学べる場を提供します。	こども課 (子育て支援センター)



5

第4章 施策の展開

若い世代の生活基盤の安定を支援します

基本目標の概要

少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさなど、若い世代の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。しかしながら、少子化対策において、若い世代に特定の価値観を押し付けることがあってはならず、多様な選択を尊重することが大切です。「こどもまんなか社会」の考えの下、これから生まれてくるこどもや今を生活しているこどもとともに、結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められます。

「基本目標5 若い世代の生活基盤の安定を支援します」では、2つの施策を位置づけています。

各種子ども・子育て支援サービスを充実させるとともに、子育て世代の実態やニーズを踏まえたきめ細かな支援を行い、若い世代の仕事と子育ての両立と経済基盤安定を支援します。

また、出会いの機会の創出など、若い世代の希望に応じた結婚・子育ての支援を行います。

成果指標

指標名	現状値 (R5)	目標
多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている18歳以下のこどもを持つ人の割合	64.2%	↑
公立保育園、民間保育所などの待機児童数	17人	↓
結婚応援活動（自主事業・サポーター事業等）事業の開催回数	20回	↑

5-1 仕事と子育ての両立と経済基盤安定を支援する

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 子育て世代の仕事と子育ての両立を支援するため、必要とされる量の教育・保育実施体制を確保するとともに、ニーズに応じた多様な子育て支援サービスを充実させます。なお、これらのサービスは、こどもにとってはかけがえのない学習や経験の場であることから、子育て支援に関わる関係機関・団体等とも連携を図り、こどもの健全な成長に資する質の高い教育・保育及び各種子育て支援サービスの実現に努めます。
- 子育て世代の経済基盤の安定を図るため各種手当の支給や助成を行うことにより、妊娠・出産や子育てに伴う経済的な不安の軽減を図るとともに、関係機関や事業者等と連携し、出産等で離職・休職した女性の再就職や職場復帰に向けた相談支援体制を整えるなど、若者や子育て世代を始めとした、様々な人の就業の場の確保と働きやすい環境整備を支援します。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
延長保育	保護者の就労などの理由により、通常の保育時間内に登園・降園できない世帯の児童について、早朝保育及び延長保育を実施します。	幼児保育課
私立保育所等延長保育事業費補助	保育標準時間を超える早朝保育等を実施する私立保育所等に対し、事業に要する経費を補助して安定的な事業の実施を支援します。	幼児保育課
一時的保育 (非定型的保育)	保護者の就労形態により保育園の入所要件に満たない場合に、週3日以内の範囲で一時的保育(非定型的保育)を実施します。	幼児保育課
幼児一時預かり	保護者の病気、冠婚葬祭、リフレッシュなどの理由により、こどもを保育できない時に、一時的にこどもを預かります。	こども課 (子育て支援センター)
病児・病後児保育	保護者の就労等のため、病気のこどもの家庭での保育や集団保育ができない場合で、当面の症状の急変が認められないとき、病児・病後児保育室でこどもを預かります。	幼児保育課

名称	概要	担当課
放課後児童健全育成	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場を与えることにより、健全な育成を図るため、放課後児童クラブを実施します。	社会教育課 こども課
育児休業中の子育て支援講座	育児休業から職場復帰を目指す女性を支援するため、NPO法人等と協働で講座を開催します。	こども課
育児休業から復帰する人のための保育園入所予約	年度途中から育休復帰する人が、前年度10月の保育所等一斉入所手続きの時期から予約ができる制度を実施します。	幼児保育課
育児休業取得時の保育園の継続利用	育児休業に入る保護者の児童（2歳児以上）が在園児であって、当該年度中の継続入所が必要な児童に対して、保育園継続利用を実施します。	幼児保育課
保育料・副食費の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、認可保育所や幼稚園等に通う第2子以降の保育料及び副食費の無償化を行います。	幼児保育課
子ども医療助成	健やかなこどもの育成への寄与及び経済的負担の軽減を図るため、東海市子ども医療費の助成に関する条例に基づき、24歳までのこどもの医療費を助成します。	国保課
就労支援	関係機関や事業者などと連携し、求人や職業訓練等に関する情報の提供や相談窓口の紹介等、就業の場の確保と働きやすい環境整備を支援します。	商工労政課



5-2 結婚・子育てを支援する

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 主体的な選択により結婚や子育てを望む若者を、社会全体で支えていくことが必要とされています。若者の未婚率の上昇や初婚年齢の上昇の背景には、若者の低い所得、不安定な雇用環境、出会いの場の減少などがあると指摘されています。現状を踏まえた上で、若者の希望に応じた支援ができるよう努めます。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
結婚応援センター運営	結婚応援センターを設置し、結婚に関する相談や各種講座等を実施します。	こども課 (結婚応援センター)
出会いの場創出事業	結婚を希望する男女を応援するため、出会いの場を創出するための講座や交流会を開催します。	こども課 (結婚応援センター)
結婚応援サポーター	結婚を希望する男女を応援する個人、企業及び団体で、結婚応援センターに登録し、様々な方法で結婚を応援します。	こども課 (結婚応援センター)
結婚祝金支給	結婚応援センターが主催する事業等に参加してカップルになり、結婚した場合に結婚お祝い金を支給します。	こども課 (結婚応援センター)
ライフデザインセミナー	自らの個性を理解し、結婚・子育て・仕事を視野に入れた人生設計や個性に応じたコミュニケーションについて考えるライフデザインセミナーを開催します。	こども課 (結婚応援センター)
妊婦のための支援給付	妊婦の経済的負担を軽減するため、妊娠したことに対して5万円、妊娠した胎児の数×5万円の給付金を給付します。	こども課

1

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な「教育・保育提供区域」を定める必要があるとしています。

これまで、本市の教育・保育提供区域の設定にあたっては、区域を超えた利用があり、利用実態や施設運営の状況と異なる恐れがあること等の理由から、全市域を1つの圏域としてきました。これは、利用者の細かなニーズ（就労状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択等）に柔軟に対応できる等のメリットもあるため、本計画においても市全域を1つの圏域として設定することとします。

2

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 教育・保育、地域子ども・子育て支援 事業の量の推計の考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

①認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、教育・保育給付認定における1・2・3号認定に区分します。また、保育園の利用要件である「保育の必要性の事由」について、次のとおり定めています。

以下のいずれかの事由に該当すること

①就労

・毎月 60 時間以上就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働等、基本的にすべての就労を含む。）することを常態とする場合

②出産の前後 ③疾病等 ④介護 ⑤災害 ⑥求職活動 ⑦就学

⑧虐待・DV ⑨育児休業 ⑩その他 上記に類する状態として市町村が認める場合

上記の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて保育必要量を設けることとなります。また、年齢で区分すると、認定区分は以下のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳	3号認定	保育標準時間利用（最長11時間） 保育短時間利用（最長8時間）	-	
3～5歳	2号認定	保育標準時間利用（最長11時間） 保育短時間利用（最長8時間）	1号認定	教育標準時間利用（標準4時間）

②家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定する必要があります。そのためにアンケート調査結果から、対象となるこどもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120時間以上	120時間未満 60時間以上	60時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC		タイプC'	
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプE'	タイプD
	120時間未満 60時間以上						
	60時間未満		タイプC'				
未就労				タイプD			タイプF

↑
↑
 保育の必要性あり 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 - タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 月 60~120 時間)
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 60 時間未満)
 - タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 月 60~120 時間)
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 60 時間未満)
 - タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
- 育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」の推計方法のステップ

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記の手順となっています。

ステップ1

◆家庭タイプの算出

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭タイプがあります。

ステップ2

◆潜在家庭タイプの算出

ステップ1の家庭タイプからさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民のニーズに対応できるよう、潜在家庭タイプでアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握します。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

◆潜在家庭タイプ別の将来児童数の算出

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭タイプを掛け合わせます。

ステップ4

◆事業やサービス別の対象となる児童数の算出

事業やサービス別に定められた家庭タイプ等に潜在家庭タイプ別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、病児病後児保育事業や放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

◆利用意向率の算出

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

◆見込み量の算出

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度（2025年度）から11年度（2029年度）まで各年度の見込み量が算出されます。

3

教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 保育園、幼稚園等事業

保育園は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

〈第2期計画の評価〉

1号認定・2号認定（3歳以上）については、計画期間中の各年度で提供量が見込み量を上回り、教育・保育の十分な提供ができています。

3号認定（0～2歳）については、保育士の不足等により利用定員未満で児童の受け入れを制限している施設もあり、特に0歳児では申込児童数が受け入れ可能人数を超過している状況が続いています。

〈今後の方向性〉

本市の0歳から5歳までのこども人口は緩やかに増加していくことが見込まれることや、女性の就業率の上昇等もあり、今後も一定の保育ニーズがあることが見込まれます。

しかし、公立保育園においては、施設の老朽化等による統廃合を進め、施設数の適正化を図ることや、特別支援保育への対応、保育士の配置基準の適正化、保育士不足等による定員制限など、規則上の定員を提供できない状況が将来的に見込まれています。量の確保に当たっては、待機児童が生じないよう民間保育事業者と連携し、幼稚園の認定こども園への移行等を始めとする民間保育事業者の定員の拡大に向けた施設整備の取り組みを必要に応じて支援していきます。また、保育士・教諭等の人材不足が課題となっていることから、引き続き人材育成及び人材確保に向けた取り組みを行っていきます。

① 1号認定（教育標準時間認定）

（単位：人）

就園児童数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		1,034	1,012	1,001	977	954
提供量	特定教育・保育施設	399	658	658	658	658
	幼稚園	971	661	661	661	661
	計	1,370	1,319	1,319	1,319	1,319
過不足分 (提供量－見込み量)		336	307	318	342	365

② 2号認定（保育認定）

（単位：人）

就園児童数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		1,818	1,779	1,883	2,051	2,100
提供量	特定教育・保育施設	2,255	2,215	2,145	2,085	2,055
	幼稚園及び預かり 保育	218	213	225	245	250
	計	2,473	2,428	2,370	2,330	2,305
過不足分 (提供量－見込み量)		655	649	487	279	205

③ 3号認定（保育認定）

【0歳児】

（単位：人）

就園児童数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		218	227	236	244	251
提供量	特定教育・保育施設	184	184	184	184	184
	特定地域型保育事業	62	62	62	62	67
	計	246	246	246	246	251
過不足分 (提供量－見込み量)		28	19	10	2	0

【1歳児】

(単位：人)

就園児童数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		335	348	361	373	349
提供量	特定教育・保育施設	366	366	366	366	366
	特定地域型保育事業	68	68	68	68	68
	計	434	434	434	434	434
過不足分 (提供量－見込み量)		99	86	73	61	85

【2歳児】

(単位：人)

就園児童数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		450	467	484	501	469
提供量	特定教育・保育施設	519	500	500	500	500
	特定地域型保育事業	79	79	79	79	79
	計	598	579	579	579	579
過不足分 (提供量－見込み量)		148	112	95	78	110



4

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、保育園等で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

〈第2期計画の評価〉

見込み量の実績は減少傾向にあり、目標よりも低い水準が続いています。

利用希望者に対して随時受け入れ可能な状態が整備されており、十分な提供ができています。

〈今後の方向性〉

延長保育事業対応のために保育士の配置をすることで、保育園の実利用定員分の提供が可能であるため、長時間保育がこどもの負担にならないよう配慮しながら、延長保育を行います。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	752	761	801	857	859
提供量	752	761	801	857	859
実施箇所数(か所)	34	34	34	33	33
過不足 (提供量－見込み量)	0	0	0	0	0

※利用者数は保育時間が18時から19時までの実利用者数。

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場などを提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

〈第2期計画の評価〉

見込み量の実績は増加傾向にあり、提供量も実績を上回っています。

〈今後の方向性〉

こどもが安全・安心に過ごすことができるように、利用時間帯の変化に伴う長時間利用者に対応するため、開所時間が長い民間放課後児童クラブへの支援等の充実を図ります。

また、こども人口に対する利用割合が高まることによるニーズの多様化に対応すべく、特別な支援を必要とする児童への配慮など、職員の研修内容等の充実を図ります。

(単位：人)

利用者数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	1年生	327	319	302	293	287
	2年生	301	291	277	268	262
	3年生	160	155	147	143	139
	4年生	66	64	61	59	57
	5年生	47	45	43	42	41
	6年生	38	36	35	34	33
	計	939	910	865	839	819
提供量		1,937	1,937	1,937	1,937	1,937
実施箇所数(か所)		16	16	16	16	16
過不足 (提供量－見込み量)		998	1,027	1,072	1,098	1,118

※利用者数は1日あたりの平均利用者数。

（3）一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園及び認定こども園（教育認定）が、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて実施する事業です。

〈第2期計画の評価〉

見込み量の実績は、定員より低い水準が続いており、十分な提供ができています。

〈今後の方向性〉

幼稚園及び認定こども園（教育認定）の一時預かり事業は、1号認定による利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制を充実させていきます。また、2号認定による利用者についても、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

(単位：人)

利用者数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	1号認定	3,140	3,073	3,292	3,632	3,764
	2号認定	30,017	29,378	28,322	27,772	25,186
	計	33,157	32,451	31,614	31,404	28,950
提供量		60,912	60,912	60,912	60,912	60,912
実施箇所数(か所)		5	5	5	5	5
過不足 (提供量－見込み量)		27,755	28,461	29,298	29,508	31,962

※利用者数は年間の延べ利用者数。

(4) 一時預かり事業(幼稚園型を除く)

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったこどもについて、主として昼間、保育園、子育て支援センター、その他の場所で一時的に預かる事業です。

〈第2期計画の評価〉

新型コロナウイルス感染症の影響による利用制限や利用控え等により、令和2年度(2020年度)に利用者数が大きく減少しましたが、翌年度以降は回復傾向にあります。

〈今後の方向性〉

保育園や子育て支援センターでの一時預かり事業を継続するとともに、ファミリー・サポート・センターの提供会員の確保に努めます。

(単位：人)

利用者数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量		2,460	2,489	2,623	2,805	2,811
提供量	保育園	936	936	936	884	832
	子育て支援センター	3,055	3,055	3,055	3,055	3,055
	ファミリー・サポート・センター	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296
	計	5,287	5,287	5,287	5,235	5,183
実施箇所数(か所)		21	21	21	20	19
過不足 (提供量－見込み量)		2,827	2,798	2,664	2,430	2,372

※利用者数は年間の延べ利用者数。

（5）子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事などにより、家庭における養育が一時的に困難になった児童について、施設で必要な養育を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

〈第2期計画の評価〉

乳児院等の施設と契約して実施しており、十分な提供ができています。

〈今後の方向性〉

子育て家庭において、一時的に養育困難になった児童を施設で必要な養育を行う事業であるため、ニーズは限られているものの必要な事業であり、今後も引き続き実施します。

（単位：人）

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	19	19	20	21	21
提供量	19	19	20	21	21
実施箇所数（か所）	2	2	2	2	2
過不足 （提供量－見込み量）	0	0	0	0	0

※利用者数は年間の延べ利用者数。

（6）病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由で、保護者が養育できない場合に、児童を保育する事業です。

〈第2期計画の評価〉

利用者数は定員を大きく下回っており、ニーズを上回る提供ができていますが、インフルエンザ流行時期等は、利用希望者が一時的に増加するため、提供体制を確保する必要があります。

〈今後の方向性〉

公立西知多総合病院の敷地内において病児・病後児保育を実施し、毎年利用者数が増加しています。アンケート調査結果からは、潜在ニーズが見られますが、病児・病後児保育はこどもの体調の回復、祖父母の預かり等によるキャンセルが多く、実際の利用者数は見込み量を下回る傾向があります。

一方で、インフルエンザ流行時期等は、利用希望者が提供量を上回る場合があることから、周辺自治体と連携し、広域利用を進めるなど、病児・病後児保育の受け皿の確保に努めます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	168	170	179	191	192
提供量	879	879	879	879	879
実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1
過不足 (提供量－見込み量)	711	709	700	688	687

※利用者数は年間の延べ利用者数。

(7) ファミリー・サポート・センター事業(就学児童)

育児の援助を依頼したい人(依頼会員)と協力したい人(提供会員)が会員となって、一時的に有償でこどもを自宅などで預かる相互援助活動組織です。依頼会員は小学校6年生までのこどもを持つ保護者です。

〈第2期計画の評価〉

新型コロナウイルス感染症の影響による利用制限や利用控え等により、令和2年度(2020年度)に利用者数が大きく減少しましたが、令和5年度(2023年度)以降は回復傾向にあります。

〈今後の方向性〉

会員数増加のため、SNS等を活用した事業周知に努めます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	181	177	170	163	159
提供量	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296
過不足 (提供量－見込み量)	1,115	1,119	1,126	1,133	1,137

※利用者数は年間の延べ利用者数。

(8) 利用者支援事業

気軽に相談できる機会を提供するため、身近な場所での相談窓口として、子育て総合支援センターに子育て相談窓口、しあわせ村に妊産婦・子育て総合相談窓口を設置し、情報提供、助言等の必要な支援とともに、関係機関との連絡調整、連携を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

①子育て相談窓口

子育て支援専門員を配置し、こどもへの関わり方や、個々の状況に応じた子育てサービスに関する情報提供を行うとともに、サービスが円滑に利用できるように対応しています。

②妊産婦・子育て総合相談窓口

母子保健コーディネーターを配置し、母子健康手帳交付の際に面接し、情報提供を行うとともに、必要に応じて妊婦妊産婦・乳幼児への支援プランを作成し継続的な支援を行います。また、妊娠中の心配事やこどもの発育・発達、離乳食、育児や予防接種などの相談に対応します。

〈第2期計画の評価〉

しあわせ村（保健福祉センター）と子育て総合支援センターにおいて、計画通りに実施できています。

〈今後の方向性〉

子育て家庭や妊産婦が身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を受けることができるよう、関係機関との連絡調整、連携、共同の体制づくりを行います。

(単位：か所)

箇所数		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み 箇所数	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て 相談機関	0	1	3	4	4
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
実施 箇所数	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て 相談機関	0	1	3	4	4
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

(9) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦もしくはその配偶者等に対して、身近な場所で必要な支援を受けられるよう子ども・子育て支援に関する情報提供や相談、関係機関との連携等を行う事業です。

〈今後の方向性〉

妊婦やその配偶者等が安心して妊娠期を過ごし、出産後も安心して育児をするには、それぞれのニーズや状況に合わせた情報提供や相談支援が必要です。個々に合わせて各種事業の利用を勧め、安心して育児ができるようサポートを実施していきます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	2,505	2,607	2,709	2,805	2,805
提供量	2,505	2,607	2,709	2,805	2,805
過不足 (提供量－見込み量)	0	0	0	0	0

※利用回数は年間の延べ利用回数。

(10) 妊婦健康診査

母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に基づき、健やかな子どもを産み育てるため、妊娠期の健康の保持・増進及び異常の早期発見、早期治療を目的として健康診査を行う事業です。

〈第2期計画の評価〉

対象となる妊婦の数が減少していますが、妊娠期に必要な健診項目と健診回数をすべての妊婦が受診できる提供体制を維持しています。

〈今後の方向性〉

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い、妊婦を取り巻く環境が急速に変化しています。早期の妊娠届を勧め、母体の健康状態を確認し、疾病等の早期発見、早期治療を行うとともに、適切な保健指導や、必要に応じた支援につなげ、妊婦の健康を守ります。

(単位：人)

受診者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計値	840	873	904	928	952
実施体制	・実施場所 県内及び県外医療機関 ・実施体制 妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には補助金を交付 ・検査項目 一般妊婦健診（多胎児を含む）、子宮がん検診、B型肝炎抗原検査、梅毒検査など ・実施時期 妊娠期				

※受診者数は妊婦健康診査受診者（1回目）と県外補助分の受診者（1回目）との合計。

(11) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする4か月までの母子に対して、心身のケア、育児の指導やサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

〈今後の方向性〉

心身の不調や育児不安がある等の褥婦・産婦が、産後ケアを利用できるように、産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等と連動して、情報提供を行っていきます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	204	213	221	229	229
提供量	204	213	221	229	229
過不足 (提供量－見込み量)	0	0	0	0	0

※利用者数は年間の延べ利用者数。

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を、保健師・助産師・看護師が訪問し、情報提供や助言を行い、必要なサービスを提供する事業です。

〈第2期計画の評価〉

出生数の減少に伴い、実績値は減少していますが、対象者すべてへ訪問を実施しています。また、妊娠届出から切れ目なく継続的な支援を行っています。

〈今後の方向性〉

生後4か月までの発育、栄養、育児、生活環境、疾病予防等について適切な情報提供をするとともに、乳児のいる家庭と地域社会をつなぎ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、継続的な子育て支援につなげます。

(単位：人)

訪問数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計値	781	813	845	875	898
実施体制	保健師・助産師・看護師が生後4か月までの乳児家庭に対して全戸訪問を実施している。里帰り先の市町村や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況を把握し、必要な支援を実施している。				

※訪問数は市外への依頼分を含む。

(13) 養育支援訪問事業

養育困難な家庭、配慮が必要な家庭などに対して、養育に関する専門的な相談指導・助言を行う保育士・助産師・保健師などの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

〈第2期計画の評価〉

出生数の減少に伴い、実績値は減少していますが、訪問実施率の高い体制を維持しています。

〈今後の方向性〉

今後も引き続き、保育士、助産師、保健師などの派遣を行い、定期的な支援により養育者の不安や負担感の軽減、育児スキルの向上を図りながら、児童虐待の未然防止の視点からも訪問による支援を実施していきます。

(単位：件)

訪問件数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計値	211	220	228	236	242
実施体制	乳児家庭全戸訪問事業などにより、養育上、支援が必要な家庭には、保育士、助産師、保健師などを派遣し、継続的な訪問を実施している。				

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員を派遣し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児の支援を行う事業です。

〈今後の方向性〉

家庭訪問等で家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行い、家庭の養育環境を整えていきます。対象となる家庭の把握に努めるとともに、支援を提供する訪問支援員を増やし、必要な家庭に支援が提供できるよう事業を展開していきます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	110	130	150	170	192
提供量	110	130	150	170	192
過不足 (提供量－見込み量)	0	0	0	0	0

※利用者数は年間の延べ利用者数。

(15) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児親子の交流、親同士の情報交換や仲間づくりを支援するため親子が安心して気軽に立ち寄れる場を提供するとともに、子育てに関する相談、情報提供、助言その他の支援を行います。子育て支援センター及び児童館において事業を実施しています。

〈第2期計画の評価〉

新型コロナウイルス感染症の影響による入館制限や来所控え等により、令和2年度(2020年度)に利用者数が大きく減少しましたが、翌年度以降は回復傾向にあります。

〈今後の方向性〉

様々な子育て支援事業を実施する子育て支援センターと、最も保護者に近い地域子育て支援拠点施設である児童館のそれぞれの役割分担を整理し、両施設の持つ特性を活かして連携することでより地域における子育て支援の充実につなげていきます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	6,834	7,153	7,413	7,669	7,403
(か所) 提供量	子育て支援センター	3	3	3	3
	児童館	13	13	13	13

※利用者数は0歳～2歳児の月間延べ利用者数。

(16) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

〈今後の方向性〉

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者が増加しているため、保護者の子育ての困り感が軽減し、前向きに子育てができる親を増やして子育て力の向上を図れるよう事業を展開していきます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	20	40	40	40	40
提供量	20	40	40	40	40
過不足 (提供量－見込み量)	0	0	0	0	0

※利用者数は年間の実利用者数。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

就労要件を問わず、すべての子育て家庭に対して、月一定時間の利用可能枠の中で、0歳6か月から満3歳未満の児童を保育所等で預かる通園給付事業です。

〈今後の方向性〉

対象となる児童が乳児等通園支援事業を円滑に利用できるよう、ニーズ等を注視しながら、提供体制を確保します。

〈量の見込みの算定に当たっての考え方〉

満3歳未満の小学校就学前のこどもの数から認可保育施設を利用しているこどもを除いた数を基本として、こども計画に関するアンケート調査結果や年齢区分等を勘案し、算定しています。

(単位：人)

利用者数	区分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳児	量の見込み	-	3人日	3人日	11人日	12人日
	確保方策	-	3人日	3人日	11人日	12人日
1歳児	量の見込み	-	9人日	9人日	34人日	31人日
	確保方策	-	9人日	9人日	34人日	31人日
2歳児	量の見込み	-	8人日	8人日	30人日	28人日
	確保方策	-	8人日	8人日	30人日	28人日

■ (18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設などの利用者負担額は、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設が独自に額を決めて徴収を行う実費負担の部分について、低所得者等の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

本市では、国が設定した実費徴収に係る補足給付である「幼稚園等の利用者に対する副食費の補助」を実施するとともに、国の基準に該当しない第2子以降の児童に対しても、市独自の施策として補助を実施しています。

〈第2期計画の評価〉

入所実績に応じた補足給付が十分に実施できています。

〈今後の方向性〉

本市では、幼稚園等の利用者に対する副食費の補助を実施し、国の基準に該当しない第2子以降の児童に対しても、令和6年度(2024年度)から市独自の施策として補助を実施しています。実費徴収に係る補足給付の拡充については、国や県の動向を踏まえるとともに、市民ニーズなどを把握し、必要に応じて検討していきます。

(単位：人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
見込み量	712	712	748	799	799
提供量	712	712	748	799	799
過不足 (提供量－見込み量)	0	0	0	0	0

※新制度未移行幼稚園等副食費補助事業の利用実人数（市独自施策分を含む。）

（19）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者が運営する施設を利用する保護者に対し、必要な支援を行うなど、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進や多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の運営等を促進するための事業です。

〈第2期計画の評価〉

計画通り実施できています。

〈今後の方向性〉

多様な事業者が運営する施設を利用する保護者に対し、必要な支援を行うなど、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進や多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の運営等を促進するための事業を必要に応じて実施します。

（20）児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

〈今後の方向性〉

市では、当該事業は実施していませんが、身近で気軽に利用できる安全・安心な居場所である児童館や、中学生の学習する場を提供し居場所をつくる学習支援教室など、こどもの居場所を提供していくとともに、こども家庭センターにおいてすべてのこどもや子育て家庭等に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連絡調整を行いながら、適切に支援していきます。

5

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 教育・保育給付における教育・保育の 一体的提供やその推進体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、適切な情報提供等を行うなど、認定こども園への移行を検討する既存の幼稚園に対し、移行支援を行います。また、認定こども園に対する市民の理解が得られるよう、今後は市民に対して様々な媒体を利用しながら、広く認定こども園についての周知に努め、利用の促進を図ります。

さらに、こどもやその保護者が安心して教育・保育サービスを利用できるように、現在実施している保育士や幼稚園教諭、保育教諭等の合同研修を継続し、それぞれの資質の向上を促します。

6

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 子育てのための施設利用給付の円滑な 実施の確保の内容に関する事項

幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付について、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めるとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等の法に基づく事務の執行について、県と連携して実施します。

制度の円滑な実施のため、施設等利用給付費のしくみや手続きの方法等についてわかりやすく周知するとともに、認可保育所だけでなく、幼稚園や認可外保育施設についても市民に広く周知するなど、保護者への情報提供を徹底します。

7

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 乳児等のための支援給付における 教育・保育等の一体的提供やその推進体制等の確保

乳児等通園支援事業は、全てのこどもの育ちを応援するため、就労要件を問わず一定時間の利用枠の中で、保育園等を利用できる制度で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら家庭では得られない経験や家族以外の人と関わる機会となり、こどもが成長していくきっかけとなります。提供体制の確保に当たっては、公立施設だけでなく、民間保育事業者とも連携して実施します。

また、乳児等通園支援事業は、満3歳以上の児童を対象としないことを踏まえ、幼稚園の満3歳児クラスの利用を促進するなど、教育・保育施設等と連携し、円滑な接続支援に取り組みます。

1 第6章 計画の進行管理 施策の実施状況の点検

本計画の進行管理を円滑に進めるため、施策の進捗状況を把握し、「東海市子ども・子育て会議」において点検・評価を行い、その結果を公表し、必要な対応を実施します。

「施策の展開」については、第7次東海市総合計画及び本計画の成果指標の変化を評価・分析し、事業を検証します。

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに見込み量と確保方策を示していることから、毎年実施状況及び進捗状況を管理し、利用者の動向や社会情勢の変化などをみながら、翌年度以降の事業展開に反映していきます。

2 第6章 計画の進行管理 計画の見直し

計画に位置付けた施策の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、計画を柔軟に見直していきます。

3 第6章 計画の進行管理 国・県等との連携

本計画の取り組みには、市が単独で実施できるものだけでなく、制度や法律に基づく事業も含まれます。そのため、国や県、近隣市町と連携を強化し、必要に応じて協力を求めながら計画を進めます。

具体的には、「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携」については、児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実など、専門的かつ広域的な観点から県との連携・推進を行います。また、「労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」については、県を通して、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請します。

1

参考資料

東海市子ども・子育て支援会議

(1) 東海市子ども・子育て支援会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子どもの教育・保育、子育て支援事業を総合的に進めることを目的とし、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、東海市子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 東海市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 東海市次世代育成支援行動計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童福祉関係団体を代表する者
- (3) 商工業者で組織する団体を代表する者
- (4) 子育て支援事業を実施する特定非営利活動法人を代表する者
- (5) 幼稚園又は認定こども園の関係者
- (6) 主任児童委員を代表する者
- (7) 保健所の職員
- (8) 小学校又は中学校の教員
- (9) 市内に住所を有する者
- (10) 市の職員

3 市長は、前項第9号の委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別な理由があるときは、委員の任期中であっても解嘱することができる。

- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ、開くことができない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民福祉部こども課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の平成25年度東海市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱第3条第2項の規定による次世代育成支援対策地域協議会の委員である者は、改正後の東海市子ども・子育て支援会議設置要綱（以下「新要綱」という。）第3条第2項の規定により会議の委員に委嘱し、又は任命されたものとみなし、その任期は、新要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 東海市子ども・子育て支援会議委員名簿

役職区分	氏名	所属団体等	備考
会長	中村 強士	日本福祉大学社会福祉学部准教授	
会長職務 代理者	本多 伯舟	東海市保育事業協会会長	
委員	古谷 仁彦	東海市子ども会連絡協議会会長	
	吉田 未来	姫島まちのこクラブ会長	
	牛之濱 久美子	富木島まちのこクラブ会長	～令和5年度
	平松 由佳	東海市立三ツ池保育園保護者会会長	
	古田 美裕紀	東海市立加木屋南保育園保護者会会長	～令和5年度
	近藤 高史	東海商工会議所参与・常議員	
	樋上 亜由美	特定非営利活動法人 学童保育ざりがにクラブ理事長	
	坂田 弘毅	東海めぐみ幼稚園園長	
	川北 夏代	主任児童委員	
	八澤 佳子	知多保健所健康支援課課長補佐	
	山崎 千佳	知多保健所健康支援課課長	～令和5年度
	鈴木 信恵	明倫小学校教務主任 上野中学校校務主任（令和5年度）	
	田中 博美	公募	
深谷 里枝	公募		
田中 薫	木庭保育園園長		

2

参考資料

東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議

(1) 東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 東海市子ども・子育て支援事業計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

東海市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。

東海市子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。

その他子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長及び8人以内の委員をもって組織する。

2 委員長は、こども課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、市長が委員を命じた職員とする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 推進会議においては、委員長が議長となる。

3 委員長は、必要に応じて、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民福祉部こども課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月18日から施行する。

(2) 東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議委員名簿

役職区分	氏 名	課等名	職名
委員長	永井 直子	こども課	課長
委 員	小島 英泰	幼児保育課	課長
	宇賀神 雄也	幼児保育課	統括主任
	大串 文子	健康推進課	主任指導保健師
	松井 成樹	国保課	統括主任
	加藤 雅尚	学校教育課	指導主事
	浅井 貴史	社会教育課	統括主任
	下村 和哉	商工労政課	統括主任
	井上 綾	社会福祉課	統括主任
事務局	佐田 知子	こども課	主幹
	臼井 あゆ美	〃	統括主任
	山内 ふみえ	〃	統括主任
	堤 仁勇	〃	統括主任
	島袋 浩彰	〃	統括主任
	田中 恒輝	〃	主任

3

参考資料

計画の策定過程

〈東海市子ども・子育て支援会議〉

回		開催日	協議内容等
令和5年度 (2023年度)	第1回	令和5年 (2023年) 9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標（第2期東海市子ども・子育て支援事業計画）について ・量の見込みと確保方策に関する評価等（第2期東海市子ども・子育て支援事業計画）について
	第2回	令和6年 (2024年) 2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村こども計画について ・（仮称）東海市こども計画策定に係る利用希望把握調査等について
令和6年度 (2024年度)	第1回	令和6年 (2024年) 7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・東海市こども計画策定に係る利用希望把握調査等の結果について
	第2回	令和6年 (2024年) 8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標（第2期子ども・子育て支援事業計画）について ・量の見込みと確保方策に関する評価等（第2期子ども・子育て支援事業計画） ・東海市こども計画の骨子案について
	第3回	令和6年 (2024年) 10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・東海市こども計画の素案について
	第4回	令和7年 (2025年) 1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・東海市こども計画（素案）に関するパブリックコメントの結果について

〈東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議〉

回		開催日	協議内容等
令和6年度 (2024年度)	第1回	令和6年 (2024年) 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・東海市こども計画について ・東海市こども計画の骨子案について
	第2回	令和6年 (2024年) 10月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・東海市こども計画の素案について

4 参考資料 用語説明

用語	説明
愛着（アタッチメント）	乳幼児が主な養育者との間に築く情緒的なきずなのこと。
一日人権擁護委員	中学生に委嘱し人権に係る街頭啓発活動を通して人権意識の普及と理解を促す事業。
医療的ケア	医療行為が必要なこどもに対して提供される特別なケアのこと。呼吸管理、栄養管理、投薬などが含まれ、専門的な知識と技術が求められます。
SDGs（持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月に国連で採択された2030年までに達成すべき17の国際目標のことで、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な世界の実現を目指しています。
確保方策	量の見込みに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」について定めたもの。
くるみん認定	次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し一定の基準を満たした企業に対して、子育て支援に積極的に取り組む「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が授与する認定のこと。
こども基本法	2022年6月に公布、2023年4月に施行された、こどもの権利や福祉を保障するための基本的な法律。すべてのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長できるよう、こどもの権利を守ることを目的としています。
こども大綱	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。
こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。
こどもの権利条約	1989年に国連が採択したこどもの基本的人権を保証する条約「児童の権利に関する条約」の通称。
自己肯定感	自分自身を肯定的に評価し、自分の価値を認める感覚のこと。
自己有用感	自分が他者や社会にとって役立つ存在であると感じる感覚のこと。
障がい児サポーター	障がいを持つ児童生徒の学校生活を支援するために、小中学校に配置されている専門家やボランティアのこと。
就学前児童	小学校に入る前（0歳から6歳まで）の児童のこと。

用語	説明
スクールカウンセラー	学校で児童生徒、保護者、教職員に対して相談・助言など心のケアや精神的なサポートを行う臨床心理士等の専門職。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門知識や技術を活かして、困難を抱える児童生徒やその家族等を支援する専門職。
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法に基づいて市町村が施設型給付の支給に係る施設として「確認」を行った認定こども園等の教育・保育施設を指します。
特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法に基づいて市町村が地域型保育給付費の支給に係る施設として「確認」を行った小規模保育事業又は事業所内保育事業等を指します。
認定こども園	認定こども園は、機能等に応じて「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つの種類があり、本市には、本計画の策定時点において、教育と保育の両方の機能を併せ持つ「幼保連携型認定こども園」が2園あります。
不育症	流産あるいは死産が2回以上ある状態。
未成年後見制度	親権者の死亡や行方不明等により未成年者に対して親権を行う者がいない場合に、選任された未成年後見人が未成年者の監護養育や財産管理、契約等の法律行為を行う制度。
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来であれば大人が担うような介護や世話、家事等の支援を行っている18歳未満のこどものこと。
幼稚園	幼稚園には、子ども・子育て支援新制度において、施設型給付を受ける新制度移行幼稚園と施設型給付を受けない新制度未移行幼稚園に分かれており、本市には、本計画の策定時点において、新制度未移行幼稚園が3園あります。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本としています。

5

参考資料

指標の算出方法

	指標名	算出方法
1	夢や目標を持っている児童生徒の割合	児童生徒アンケート「将来の夢や目標を持っていますか」で「持っている」「どちらかといえば持っている」と回答した小学生・中学生の数／アンケート回答総数×100
	第7次総合計画 まちづくり指標2	
2	子育てがしやすいまちであると感じている 18 歳以下の子どもを持つ人の割合	市民アンケート「子育てしやすいまちである」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人（18 歳以下の子どもがいる方）の数／アンケート回答総数（18 歳以下の子どもがいる方）×100
	第7次総合計画 まちづくり指標1	
3	子育ての悩みについて、相談する場を知っている人の割合	市民アンケート「子育てに関する相談の場を知っている」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数／アンケート回答総数×100
	第7次総合計画 成果指標 1-4-1	
4	身近に子どもが安心して過ごせる場（家庭や学校を除く）があると思う 18 歳以下の子どもを持つ人の割合	市民アンケート「身近に子どもが安心して過ごせる場（家庭や学校を除く）がある」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人（18 歳以下の子どもがいる方）の数／アンケート回答総数（18 歳以下の子どもがいる方）×100
	第7次総合計画 成果指標 1-3-2	
5	地域子育て支援拠点等の年間延べ利用者数	児童館、子育て支援センターの年間延べ利用者数
	第7次総合計画 成果指標 1-3-1	
6	多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている 18 歳以下の子どもを持つ人の割合	市民アンケート「多様な保育ニーズに対応できる場所がある」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人（18 歳以下の子どもがいる方）の数／アンケート回答総数（18 歳以下の子どもがいる方）×100
	第7次総合計画 成果指標 1-2-2	
7	公立保育園、民間保育所などの待機児童数	この1年間で公立保育園、民間保育所などへの入所を希望しているが待機となった児童数 ※待機児童の定義については、厚生労働省が実施する「保育所等利用待機児童数調査」における取扱いを準用
	第7次総合計画 成果指標 1-2-1	
8	結婚応援活動（自主事業・サポート事業等）事業の開催回数	結婚応援センターの自主講座・結婚応援サポート事業の年間開催回数
	—	

各種相談窓口のご紹介

【市の窓口】

周りの人に相談しづらいことは、この窓口を利用してみませんか？
市では、一つの相談窓口では解決が難しい「福祉」に関する困りごとを、各課・各支援機関が連携しながら、解決に向けて一緒に考える支援体制を推進しています。分野を問わずお話を伺います。あなたの周りに心配な人がいるときにも、相談してみてください。

こどものこと	東海市役所 子ども課 家庭児童相談	☎ 052-689-1080
生活のこと	東海市役所 社会福祉課	☎ 052-613-7652 ☎ 0562-38-6275
健康のこと	東海市役所 健康推進課	☎ 052-689-1600

【その他の窓口】

- 東海市「ほっとプラザ」
☎ 0562-33-7321 【対応時間：火～土 9:30～18:15】
※LINEによる相談対応もしています。 ⇒ ⇒ ⇒
- 愛知県 24 時間電話相談「子ども SOS ほっとライン 24」
☎ 0120-0-78310（無料） 【対応時間：24 時間】
- あいちこころほっとライン 365（こころの健康に関する相談）
☎ 052-951-2881 【対応時間：毎日 9:00～20:30】
- 児童相談所相談専用ダイヤル（近くの児童相談所につながります）
☎ 0120-189-783（無料） 【対応時間：24 時間】





東海市こども計画

東海市 市民福祉部 こども課
〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
TEL 052-613-7656、0562-38-6280